

Shibuya Station Area Urban Renaissance Safety Assurance Plan Ver.3.0



渋谷駅周辺地域 都市再生安全確保計画

Ver 3.0

[別冊]避難誘導計画

Evacuation Guidance Plan

令和8年6月

渋谷駅周辺地域都市再生緊急整備協議会

渋谷駅周辺地域都市再生安全確保計画 避難誘導計画 目次

避難誘導計画作成の目的.....	1
I 現状.....	2
1 地域内の一時退避者数と一時退避に利用できる場所、受入人数	2
2 現状と課題	3
II 避難誘導に関する基本事項	4
1 避難誘導の基本方針	4
2 発災からの時間的整理	5
3 発災時の行動フローと関係者の役割	6
4 避難誘導における留意事項	8
III エリアごとの避難誘導	9
1 北西エリア	9
2 北東エリア	14
3 南エリア	17
4 地下ラチ外コンコース	20
コラム 道路上の待機計画	22
コラム 各エリアの改札口や主要な施設からの避難誘導方針	23
IV 避難誘導に関する情報伝達	24
1 滞留者への情報発信	24
2 帰宅困難者の通信手段の確保	38
V 帰宅困難者受入施設への誘導	40
1 帰宅困難者受入施設への誘導	40
2 帰宅困難者受入施設の開設基準	41
VI 要支援者の優先ルール	42
1 基本認識	42
2 帰宅困難者受入施設での優先ルール	43

● 用語の定義 ●

■ひと・組織・団体

滞留者	渋谷駅周辺地域に就業、通学、買物その他の私事等で滞在している人
一時退避者	災害時に安全が確保されるまでの間、発災時に居た場所から一時的に安全な場所へ移動する人
帰宅困難者	滞留者のうち、災害時に、交通機関が不通となり、自宅までの距離が遠く徒歩帰宅できない人
滞在場所のない帰宅困難者	帰宅困難者のうち、買物や観光目的等で渋谷に来ており、留まれる場所がない人や勤務先や通学先等が被災し事業所内待機ができない人
要配慮者	障がい者、高齢者、妊婦、乳幼児、外国人その他の配慮を必要とする人
要支援者	障がい者、高齢者、妊婦、乳幼児その他の特に支援を必要とする人
事業者	渋谷駅周辺地域で、生産・営利等一定の目的を持って、継続的に事業を運営する組織、団体
開発事業者	事業者のうち、主たる事業として都市開発を行う者
鉄道事業者	事業者のうち、渋谷駅において、鉄道を利用して旅客輸送または線路の維持管理を行う者
行政機関	国、東京都、渋谷区、警察、消防

■場所・施設

地区内残留地区	地区内建築物の耐火性能が高く、災害時でも、大規模な火災が発生するおそれがなく、広域避難場所に避難する必要のない地区。渋谷駅周辺地域都市再生緊急整備地域はこれに該当する。
避難場所	災害時、延焼火災等から避難した人々が安全を確保し一定期間そこに留まるために、東京都により指定された避難場所(旧 広域避難場所)。大規模公園や緑地が指定され、渋谷駅周辺地域に隣接して明治神宮・代々木公園一帯や青山学院・実践女子学園一帯が指定されている。(東京都震災対策条例第47条)
一時退避場所	災害時に、いったん被災時に居た場所を離れ、その場所の安全が確保されるまでの間、一時的に退避する安全な場所。都市再生緊急整備地域内の一時退避者が利用する場所として、都市再生緊急整備地域に隣接する「明治神宮・代々木公園一帯」と「青山学院大学」を指定している。
一時退避に利用できる公開空地等	開発事業の都市計画提案では一時滞留場所、一時滞留スペースともされている。主に事業所の従業員や来街者の使用を想定する。
一時集合場所	災害の様子を見たり、避難場所へ避難したりするために一時的に集合する場所。
大規模建築物	述べ面積(住宅の用途に供する部分を除く)が10,000平方メートルを超える建築物を言う。
避難所	家屋の倒壊や焼失等で被害を受けた住民が一時的に生活する場所。区立の小中学校等が指定されている。
帰宅困難者受入施設	発災から帰宅できるまでの間滞在する目的の帰宅困難者に対し、場所や食糧を提供できる施設。「渋谷区安全・安心なまちづくりのための大規模建築物に関する条例」や渋谷駅周辺地域内の都市計画提案では「一時滞在場所」としている。
都市再生安全確保施設	災害時に滞在者の安全の確保を図るために必要な施設として整備される施設で、都市再生安全確保計画の中に記載することができるもの。退避のために移動する経路、一定期間退避するための施設、備蓄倉庫、一時退避場所、情報通信施設、情報伝達設備、耐震性貯水槽、非常用発電機等の設備系施設等が該当する。(都市再生特別措置法第19条の15第2項で定める)

■その他

渋谷駅ルール	渋谷駅周辺帰宅困難者対策協議会と渋谷区が中心となり、関係機関が一致協力して、駅周辺の混乱防止に取り組むためのルール。(平成21年に作成 平成29年度改訂)
--------	---

避難誘導計画作成の目的

渋谷駅周辺都市再生緊急整備協議会では、大規模な地震等の災害が発生した場合の人的被害の抑制と都市機能の継続を図るため、地域の行政機関や民間の事業者等、都市の運営に関わる全ての者が協力して災害対策を行う仕組みとして「都市再生安全確保計画」を平成27年度に策定した。

渋谷は文化・情報の発信拠点として世界から注目を集め、国内はもとより、海外からも様々な人が訪れるまちである。渋谷駅は鉄道4社9路線が乗り入れ、一日の乗降客数が約260万人※の全国でも有数のターミナル駅であり、周辺には業務機能や商業機能が高度に集積している。

「都市再生安全確保計画」では、多数かつ多様な人々が訪れる本地域の特徴から発災直後に屋外に出てくる滞留者の混乱防止を第一の目的として定めている。そのためには、あらかじめ滞留者が多数発生する場所を把握し、駅周辺への人の集中による混乱が生じないように誘導計画を立案することが必要である。

本計画は、関係者が協力し、大規模災害発生時に円滑な退避誘導等を行うことができるよう、基本となる一時退避の考え方、誘導手段、行動の指針を定めたものである。

「渋谷駅周辺地域都市再生安全確保計画」の一部として取り扱う。

※ 令和7年版渋谷区政概要による集計。JRは乗車人数のみ集計。東急渋谷駅については、東横線と田園都市線の相互の乗り換え人数を含まない。

I 現状

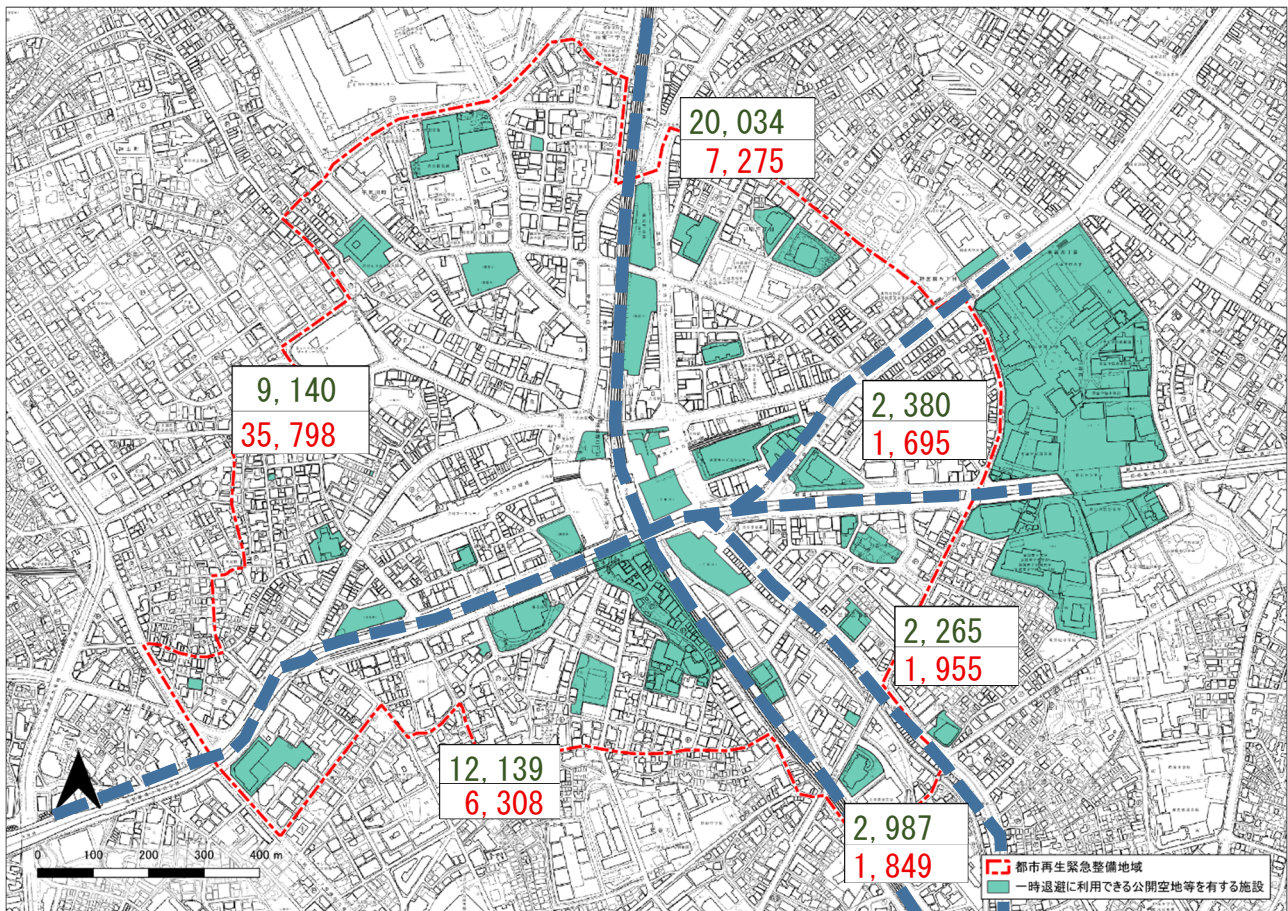
1 地域内の一時退避者数と一時退避に利用できる場所、受入人数

I 現状

1 地域内の一時退避者数と一時退避に利用できる場所、受入人数

渋谷駅周辺は、鉄道や幹線道路により渋谷駅を中心に区切られている。災害時には、鉄道や幹線道路が避難の障害となるため、それらに区切られたエリアごとに、発生する一時退避者数と一時退避に利用できる公開空地等に収容可能な人数を比較した。

【エリア別 一時退避者数と一時退避可能人数】



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号) (MMT 利許第05-K113-10号)

- ※ **緑字** 当該エリアの一時退避可能者数(1 m²/人で算定) (R7年)
- 赤字** 当該エリアの一時退避者数 (H30 パーソントリップ調査)
- 緑色** 一時退避に利用できる公開空地等を有する施設 (令和7年更新)

各数字は渋谷駅周辺都市再生安全確保計画の平日データより集計した。なお、本編の一時退避者数(48,350人)は、平日の標準シナリオとして、耐震性のある業務先にいる者はその場にとどまる前提で算定している。一方、避難誘導計画のエリア別一時退避者数(計54,880人)は、業務先にいる者も一時退避するものとして見込んだ算定をしている。

両者の差異はシナリオの違いによるものであり、避難誘導計画は安全に配慮した規模を示すものである。

2 現状と課題

この結果、渋谷駅の北西、山手線西側と国道 246 号によって区画されるエリア(以下「北西エリア」という)で、一時退避者数に対して収容可能者数が大幅に不足する状況になることがわかった。このエリアは買い物客やイベントへの参加者などの来街者が多い宇田川町の南(渋谷センター街)を抱え、発災時に一時退避者が過剰な密度で滞留し、圧迫や転倒を起こすことが危惧されていることから、安全確保のための対策が必要である。

渋谷駅の北東、山手線の東側と国道 246 号によって区画されるエリア(以下「北東エリア」という)と、渋谷駅の南側、国道 246 号の南側のエリア(以下「南エリア」という)では、一時退避者に対して、十分な収容が可能であるものの、駅利用者は北東エリア、南エリアにも流入することも想定されることから駅出入口付近、隣接する商業施設付近では一時退避者が集中することが懸念され、安全確保のための対策が必要である。

また、今後このエリア内に一時退避に利用できる安全な場所を増やしていく努力も必要である。

Ⅱ 避難誘導に関する基本事項

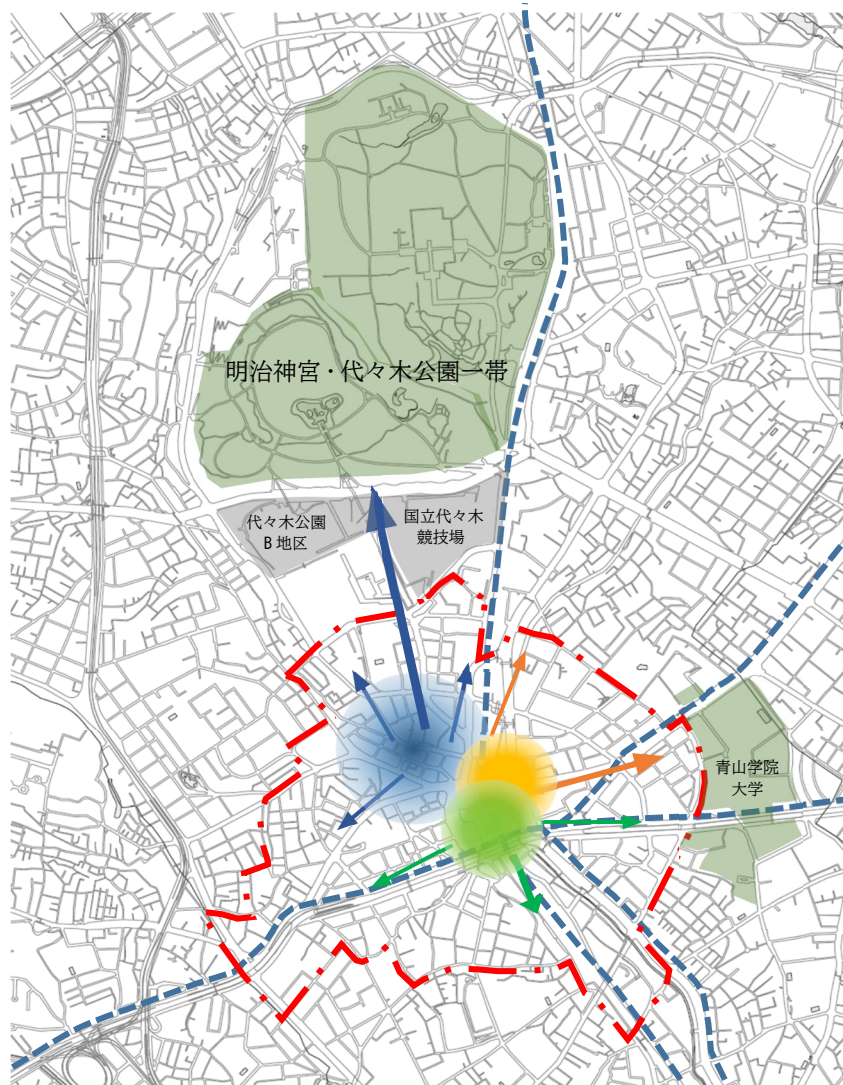
1 避難誘導の基本方針

Ⅱ 避難誘導に関する基本事項

1 避難誘導の基本方針

- ・ 渋谷駅周辺の混乱を避けるために駅から離れる方向に誘導する。
- ・ 各事業者は、事業者の付近の一時退避者に対して、一時退避に利用できる安全な場所への方向などを周知する。
- ・ 各事業者は、可能な限り、施設利用者を建物内の安全な場所で留める。
- ・ 誘導方法の確認と手順の習熟のため、定期的に訓練を行う。

【基本方針付図 1】



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号) (MMT 利許第05-K113-10号)

--- 都市再生緊急整備地域

--- 鉄道・幹線道路

2 発災からの時間的整理

震災発生直後より、駅周辺の混乱防止のため、屋外の滞留者を一時退避場所等の安全な場所へ誘導する。一時退避場所に指定している明治神宮・代々木公園一帯並びに青山学院大学は地震による大規模火災が発生した際に住民が避難する避難場所にも指定されている。そのため、状況によっては一時退避者と火災からの避難者が同時に滞在することも考えられる。

また、代々木公園B地区（前ページ参照）は災害時の大規模救出救助活動拠点に指定されている。一時退避の誘導に当たっては活動の妨げにならない配慮が必要である。

さらに、発災後おおむね6時間を目途に、帰宅困難者受入施設が順次開設される。開設初期において受入可能な施設に限られる時間帯については、要配慮者を優先的に受け入れ、その後、受入に余裕が生じた施設においては、要配慮者以外の帰宅困難者についても受け入れを行う。

	1日	2日
一時退避者	発災直後～最大数日 ↓ 安全の確認された施設へ帰還 ↓ 帰宅困難者受入施設への移動	
帰宅困難者受入施設	6時間後より 帰宅困難者受入施設逐次開設	
避難場所の割当地区住民（市街地火災の発生時）	数時間後～鎮火まで 市街地火災からの避難者 ■ 3時間後 現地機動班集結	
大規模救出救助活動拠点	発災後～ 大規模救出活動拠点の運営開始（東京都） 全国からの応援部隊逐次到着（東京消防庁） 7時間後以降 警察災害派遣隊員による活動 15時間後以降 全国からの応援部隊逐次到着（自衛隊） 2日後以降 国外救助チーム到着	

I 現状

II 避難誘導に関する基本事項

III エリアごとの避難誘導

IV 避難誘導に関する情報伝達

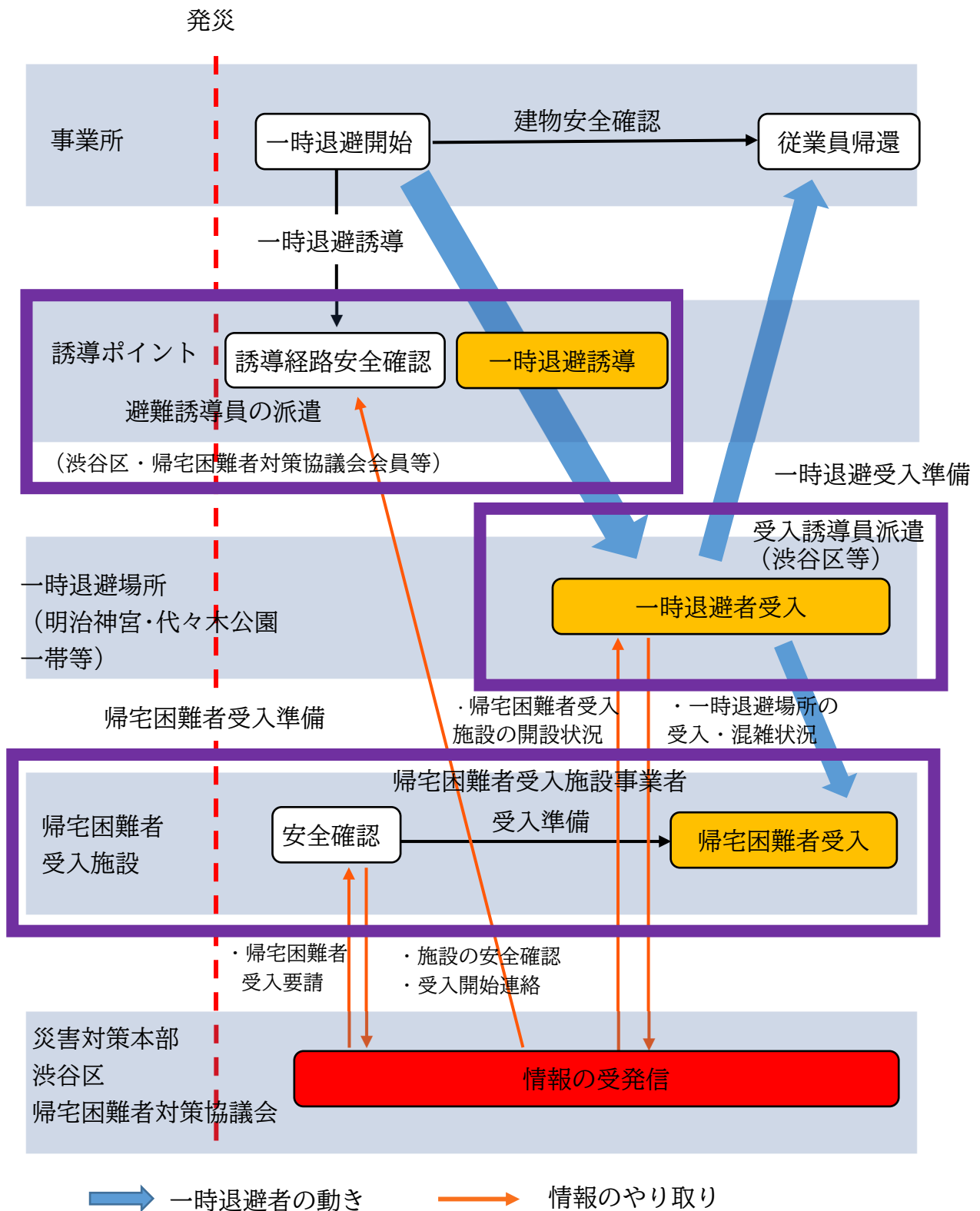
V 帰宅困難者受入施設への誘導

VI 要支援者の優先ルール

- II 避難誘導に関する基本事項
- 3 発災時の行動フローと関係者の役割

3 発災時の行動フローと関係者の役割

1 行動フロー



2 関係者の役割

災害発生時における関係者の役割分担は以下のとおりとする。

渋谷区	<ul style="list-style-type: none"> ・一時退避場所または一時退避に利用できる公開空地等への誘導 ・滞留者状況の把握 ・情報発信
渋谷駅周辺帰宅困難者対策協議会員	<ul style="list-style-type: none"> ・一時退避場所または一時退避に利用できる公開空地等への誘導 ・利用者及び滞留者への情報提供
渋谷駅周辺帰宅困難者対策協議会現地本部	<ul style="list-style-type: none"> ・被害情報（滞留者状況等）の把握 ・協議会員への情報発信
渋谷警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送路の確保 ・群衆事故等、緊急事態への対応
鉄道事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・運行状況等の周知 ・鉄道利用者等の安全確保 ・鉄道利用者等の誘導
帰宅困難者受入施設の管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・帰宅困難者受入施設開設準備 ・帰宅困難者受入施設の運営
その他地域の事業者・団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・一時退避場所または一時退避に利用できる公開空地等への誘導 ・利用者及び滞留者への情報提供

なお、一時退避場所または一時退避に利用できる公開空地等への誘導については、自身の身の安全に支障が生じるおそれがある場合には、無理に従事することを要しないものとする。

加えて、この役割を担うために、帰宅困難者対策協議会が主体となり、平常時から発災時を想定した検討を行うこととする。

4 避難誘導における留意事項

・誘導経路や退避場所の状況による誘導先の選択

退避場所や誘導経路の火災や散乱物などによる安全性や、退避者の混雑度などを把握し、安全な退避経路と退避先を選択する必要がある。

・道路横断地点での安全確保

多数の人が車道を横断する地点では、安全確保のための誘導が必要。
特に緊急輸送道路では緊急車両の通行確保と道路横断の調整が必要。

・二つの退避経路が合流する地点での誘導

交差点などで二つの退避経路が合流するとそこに滞留が発生し転倒事故などのリスクが高まる。歩行速度の制御や退避先の指示などで円滑な流動を促す必要がある。

・誘導員の確保と識別性の確保

道路上で誘導を行う人員については、協議会会員、地元事業者等の連携により確保することを基本とし、腕章やビブス等を着用することで、退避者から識別しやすい体制とする必要がある。

・誘導員への情報提供

最適な誘導経路や誘導先を誘導員等に指示するための情報連絡手段を確保する必要がある。
また、現状では情報発信体制に余力が限られていることを踏まえ、迅速性よりも正確性を重視した情報提供を基本とする。

・要支援者に対する情報提供

高齢者、車いす利用者など要配慮者に対する情報提供や退避の援助が必要。
防災行政無線による放送やサイネージ等を用いた分かりやすい情報提供や誘導案内を推進する。

・人員不足を補完する手法の検討

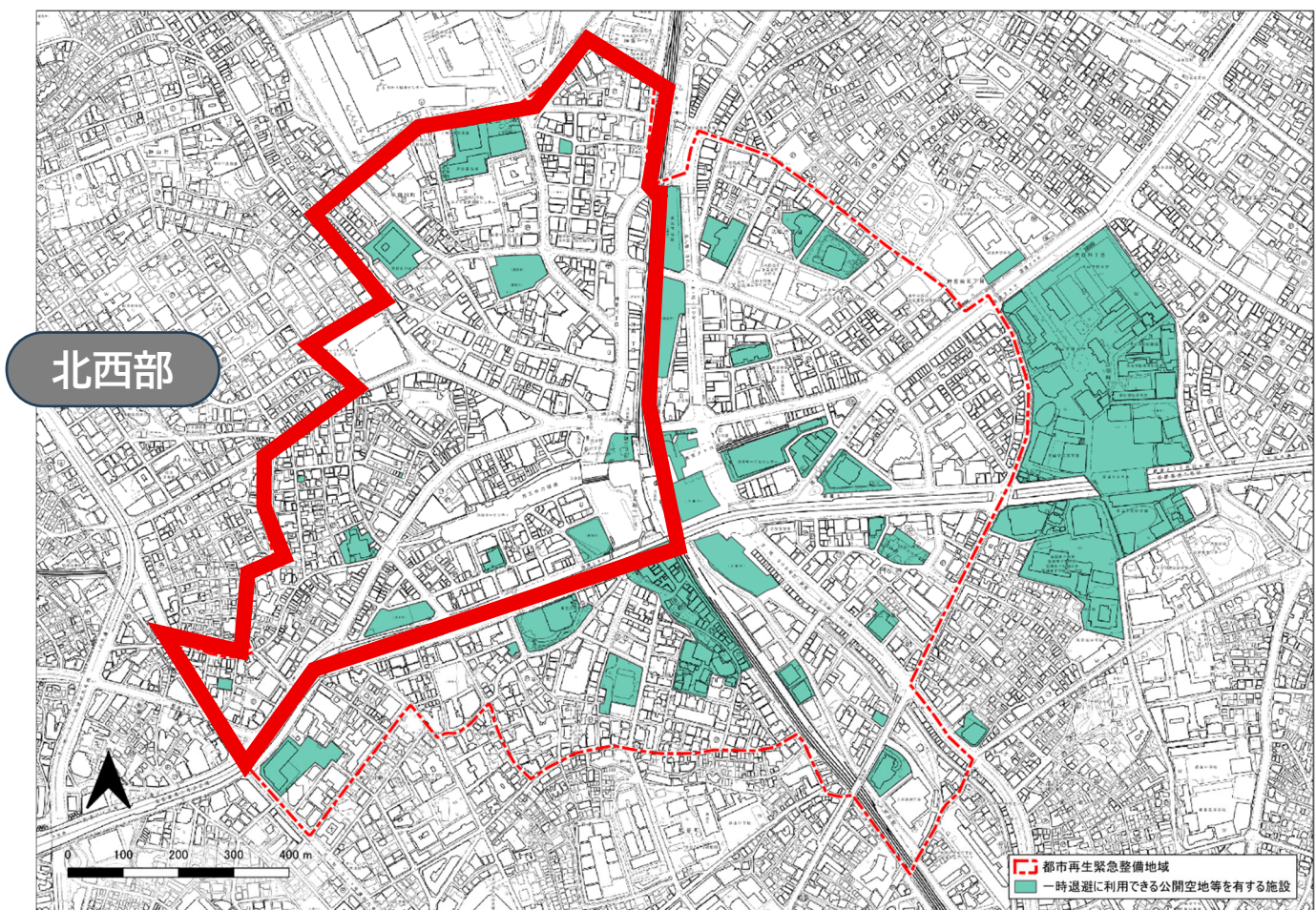
発災直後の案内が困難であることや人員不足を踏まえ、標識等のハード整備や革新技術の活用を検討を進めていく。

Ⅲ エリアごとの避難誘導

1 北西エリア

1 エリアの範囲

以下の図のとおり、JR線と国道246号に囲まれた北西エリアとする。



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。(承認番号) (MMT 利許第 05-K113-10 号)

I 現状

II 避難誘導に関する基本事項

III エリアごとの避難誘導

IV 避難誘導に関する情報伝達

V 帰宅困難者受入施設への誘導

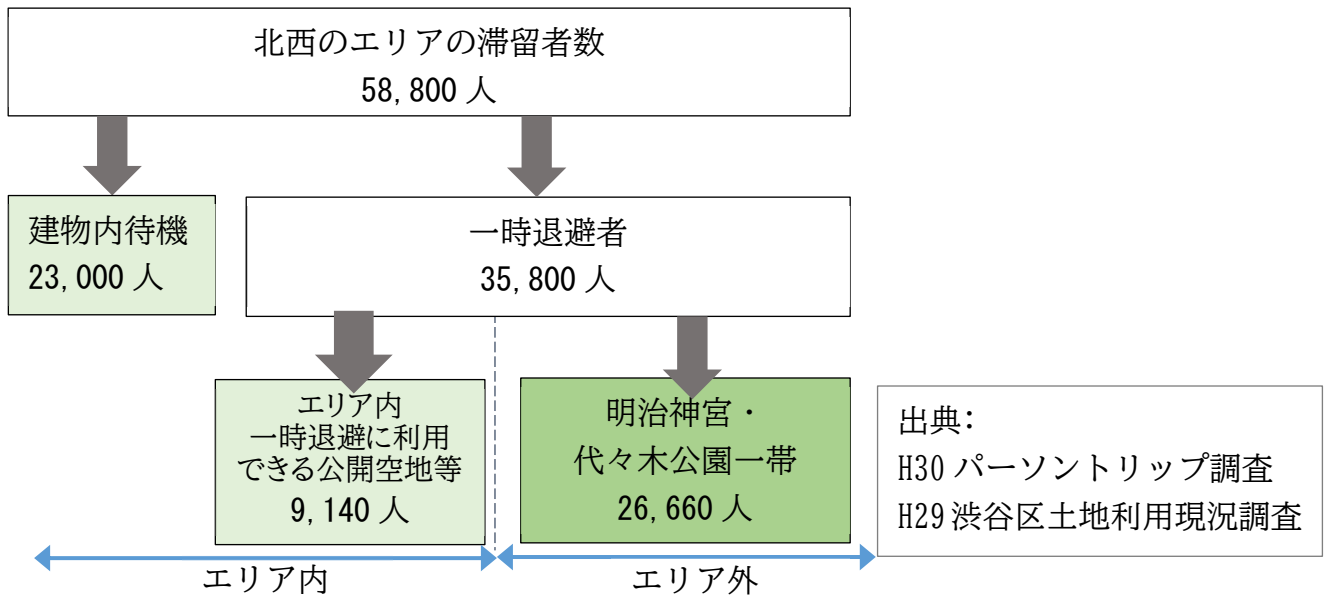
VI 要支援者の優先ルール

Ⅲ エリアごとの避難誘導

1 北西エリア

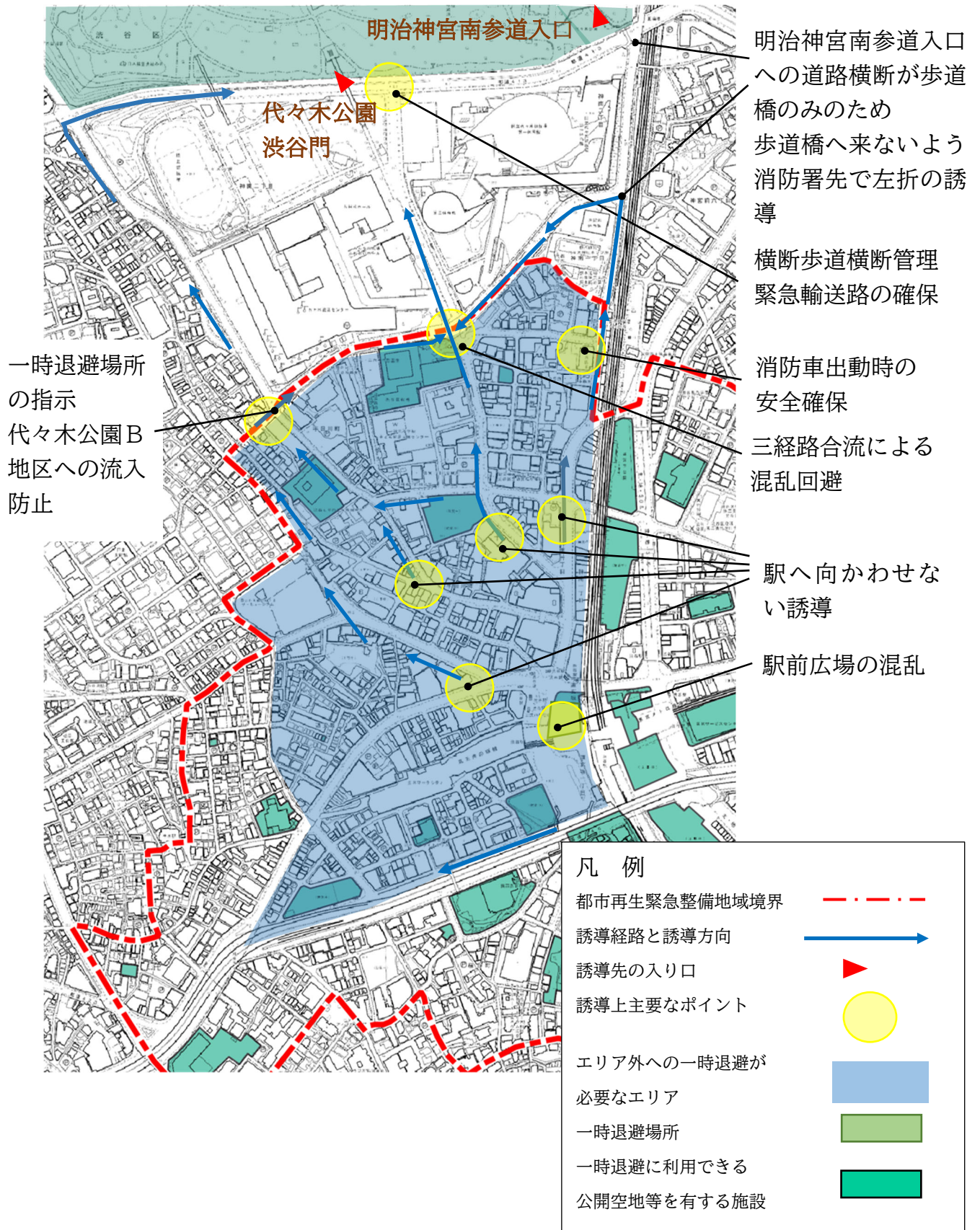
2 想定人数とフロー

※ 人数は概算にて算定



- ・ 商業施設の多い北西エリアは、買い物客など発災時に建物内待機できない滞留者が多く、滞留者の約60%の35,800人が一時退避者となる。
- ・ そのうちエリア内の一時退避に利用できる公開空地等で退避できるのは9,140人で残りの26,660人がエリア外に退避する想定になる。
- ・ この数はこのエリア内の今後の開発などで減少させるよう関係者の努力が必要である。

3 一時退避誘導経路と誘導上主要なポイント



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。(承認番号) (MMT 利許第 05-K113-10 号)

I 現状

II 避難誘導に関する基本事項

III エリアごとの避難誘導

IV 避難誘導に関する情報伝達

V 帰宅困難者受入施設への誘導

VI 要支援者の優先ルール

Ⅲ エリアごとの避難誘導

1 北西エリア

4 避難誘導方針

(1) 基本方針

- ・ 誘導先はエリア内の一時退避に利用できる公開空地等及び明治神宮・代々木公園一帯とする。
- ・ 混乱を避けるため、路上一方向に誘導する。

(2) 誘導のポイント

以下の目的で主要な場所に誘導員の配置、サインの設置をする。

- ① 一時退避先と退避方向の指示
- ② 退避者が合流する場所での混乱回避
- ③ 道路横断のある場所での横断時の安全確保
- ④ 主要な一時退避場所入り口での退避者の誘導
- ⑤ 代々木公園B地区への一時退避者流入防止

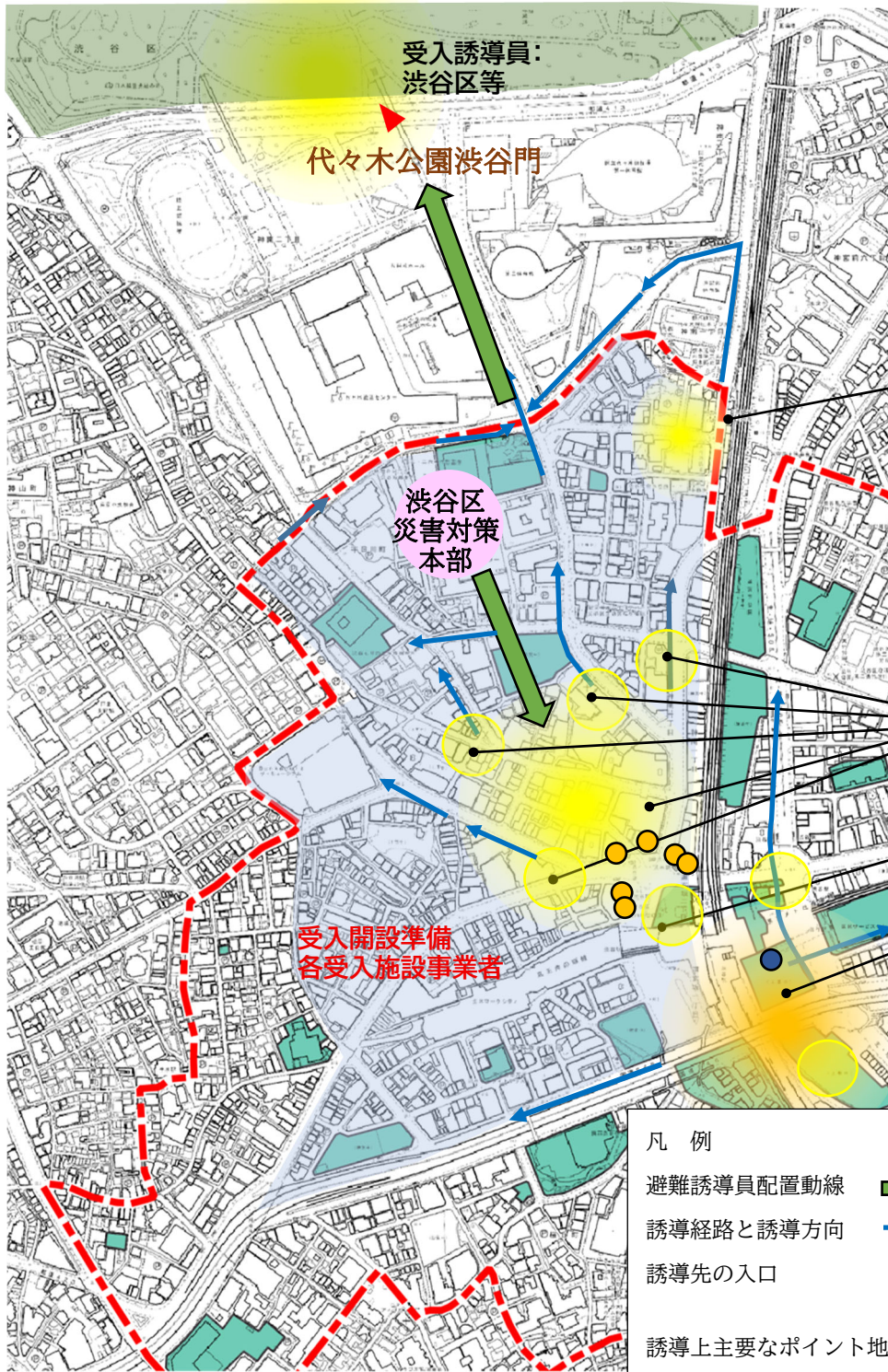
(3) 鉄道施設からの誘導

京王線・JR 南口、西口からの退避者が、2階デッキを通じて南エリアへ退避することも想定される。ただし、南エリアは、一時退避場所がないため、南エリアへの流出を最小限とする。

(4) その他

渋谷フクラス周辺は、国道246号上のデッキを渡らず、デッキ手前で道玄坂上方向へ誘導し、代々木公園方向へ案内する。

Ⅲ エリアごとの避難誘導 1 北西エリア



消防車出動時の安全確保

避難誘導員:
消防災害時支援ボランティア等

駅へ向かわせない誘導

地上部:避難誘導員:
渋谷区、帰宅困難者対策協議会

駅前広場の混乱防止

地下部より駅前広場へ向かわせない誘導
地下部:避難誘導員
鉄道事業者等

協定街頭ビジョン ●
停電時対応協定街頭ビジョン ●

凡例

避難誘導員配置動線 →

誘導経路と誘導方向 →

誘導先の入口 ▲

誘導上主要なポイント地上 ●

誘導上主要なポイント地下 ●

エリア外への一時退避が

必要なエリア

一時退避場所

一時退避に利用できる

公開空地等を有する施設

I 現状

II 避難誘導に関する基本事項

III エリアごとの避難誘導

IV 避難誘導に関する情報伝達

V 帰宅困難者受入施設への誘導

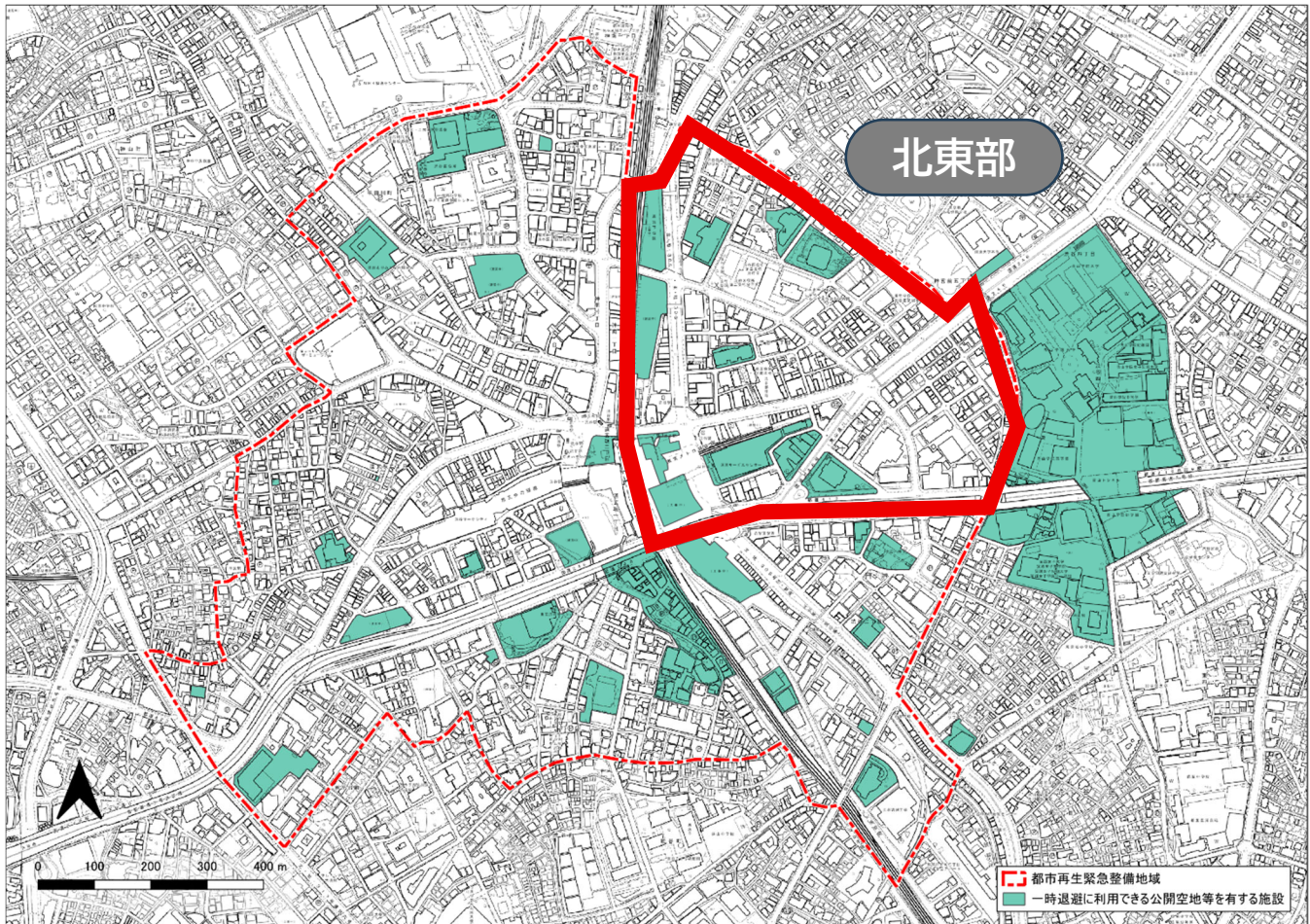
VI 要支援者の優先ルール

Ⅲ エリアごとの避難誘導
2 北東エリア

2 北東エリア

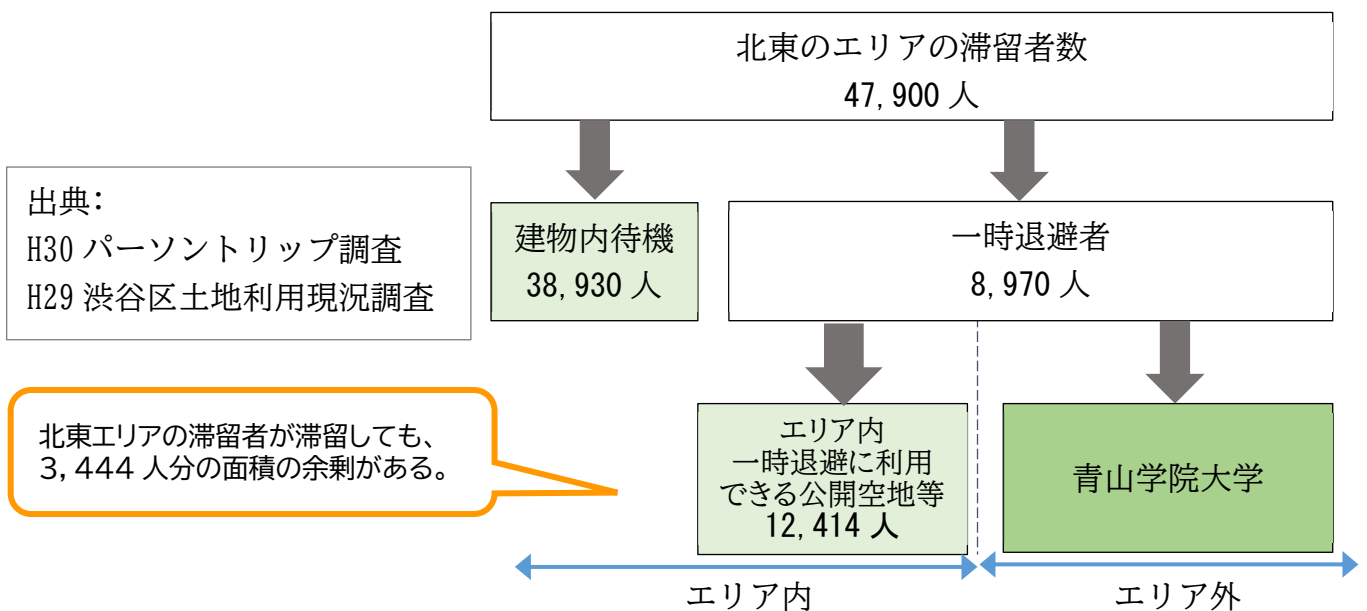
1 エリアの範囲

以下の図のとおり、JR線と国道246号に囲まれた北東エリアとする。



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号) (MMT 利許第 05-K113-10号)

2 想定一時退避のフローと人数



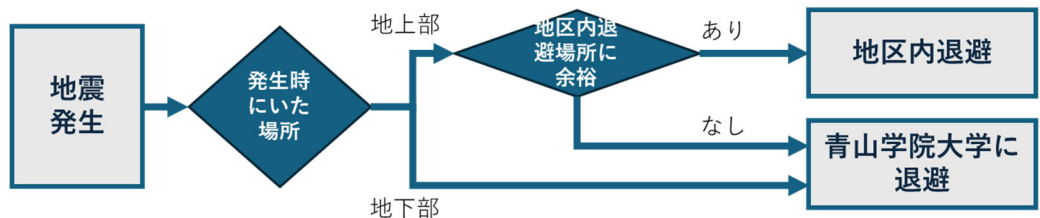
3 避難誘導方針

【基本的な考え方】

- ① 一時退避場所の混雑緩和のため、原則地区内の一時退避に利用できる公開空地等で退避する。



- ② 可能な限り駅周辺の人口密度を高めない
地区内での退避ができない場合は、
(退避場所が満員 or 地下部から地上に出てきた場合)
幹線道路をなるべく渡らないように青山学院大学方面へ移動する

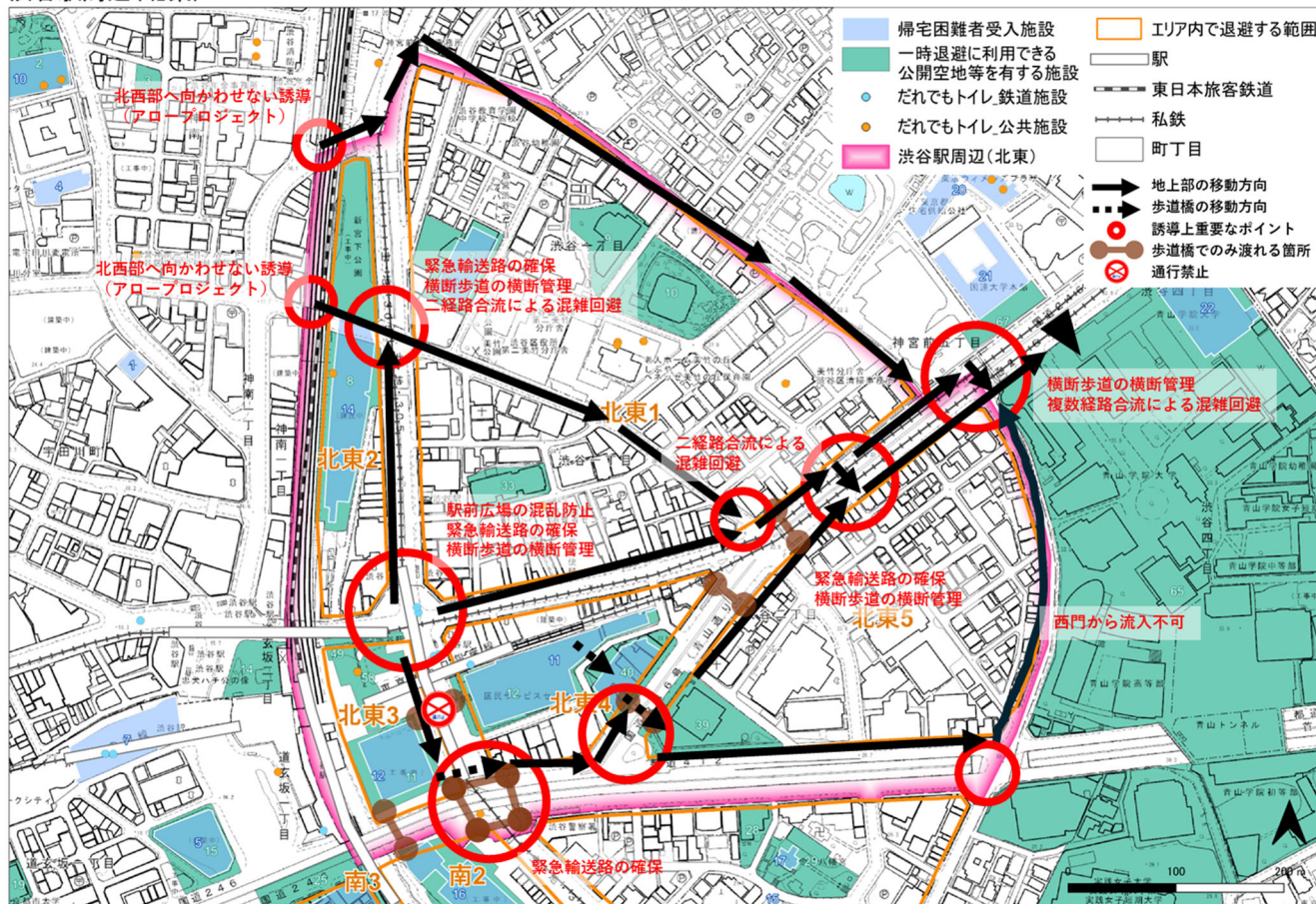


【避難誘導方針】

- ・ エリア内の一時退避に利用できる公開空地等に退避する。
- ・ 混雑が予想される北西部への誘導を回避する。
- ・ 地区内での退避ができない場合（退避可能な空地等が満員など）は、幹線道路をなるべく渡らないようにしながら青山学院大学方面へ移動。
- ・ 青山学院大学前の国際連合大学の建物前の空地も一時退避に活用する。
- ・ 渋谷駅地下ラチ外コンコースから退避者が流入する恐れがあるため、地下部から地上へ出てきた滞留者は、幹線道路をなるべく渡らないようにしながら青山学院大学方面へ誘導する。

【基本方針付図 2】

渋谷駅周辺(北東)



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。(承認番号) (MMT 利許第 05-K113-10 号)

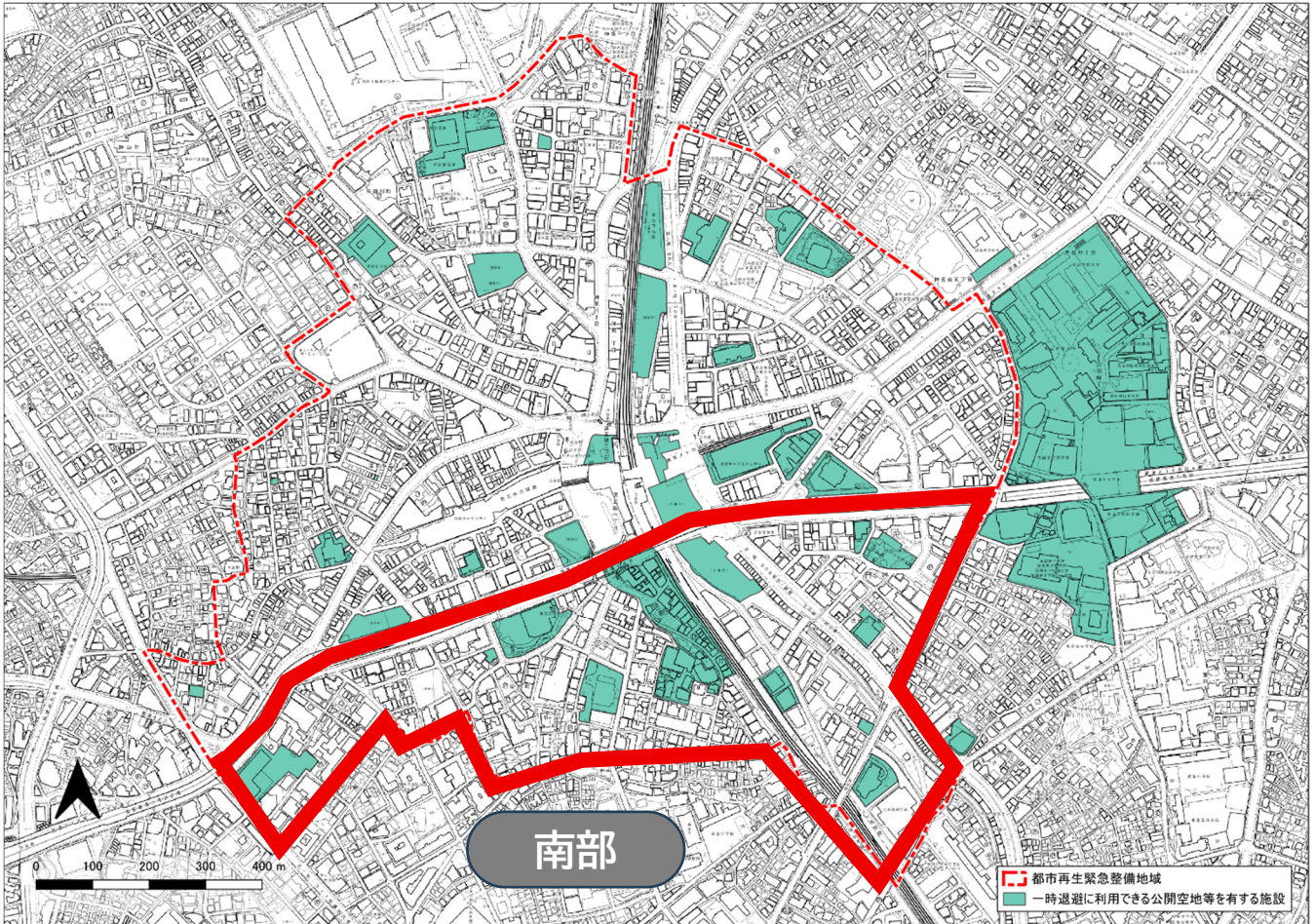
【車道横断時の留意事項】

- ・ 国道 246 号と青山通りは、第一次交通規制の対象となり、都心方向への車両進入の規制が行われる。
- ・ 防災対応型の一部交差点を除き、信号機は停電により利用できない場合があり、歩行者用の信号も滅灯し、利用できない場合がある。
- ・ 信号機が滅灯している交差点等に交通整理を行う警察官がいる場合には、警察官の手信号に従って通行する。信号機が滅灯している横断歩道では、無理に横断することなく、直線で左右がよく見渡せる箇所迂回し、通行車両の状況を確認したうえで、横断するなどの注意が必要である。
- ・ 一般的な横断歩道橋の利用は、地震による損傷の可否など安全性が直ちに確認できないことや、退避者が集中した場合、階段部や幅が狭くなる箇所での転倒・将棋倒しなど群衆事故が発生しやすいため、原則として避ける必要がある。活用する場合は、明らかに損傷がないことを確認できた場合で、通行方向(一方通行化)や人数を制限して活用することが望ましい。

3 南エリア

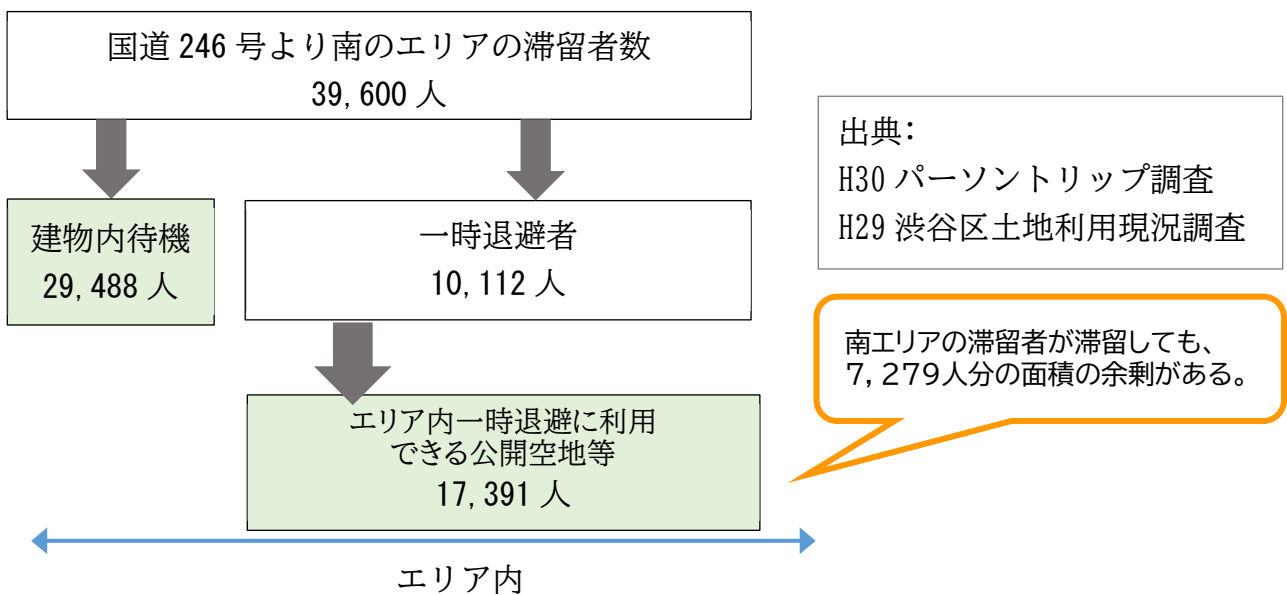
1 エリアの範囲

以下の図のとおり、国道 246 号より南のエリアとする。



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。(承認番号) (MMT 利許第 05-K113-10 号)

2 想定一時退避のフローと人数



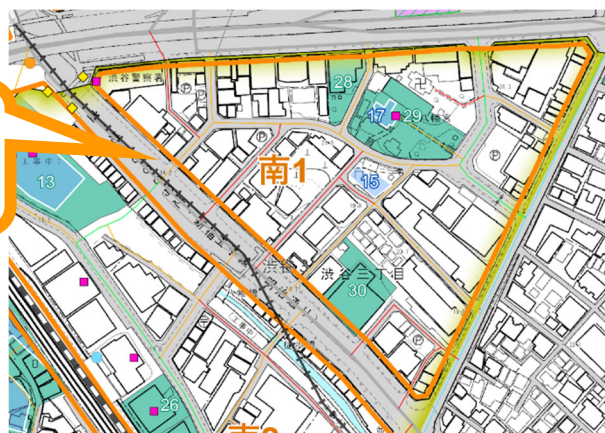
Ⅲ エリアごとの避難誘導 3 南エリア

3 避難誘導方針

【基本的な考え方】

- ① 移動は最低限にとどめ、地区内の一時退避に利用できる公開空地等に退避する
地区からは原則出ない
- ② 可能な限り駅周辺の人口密度を高めない
- ③ 地区外からの流入は最小限とする（地下ラチ外からの退避者は除く）

幹線道路横断を最低限にするため
原則、地区(オレンジの枠)の中で
退避を完結させる

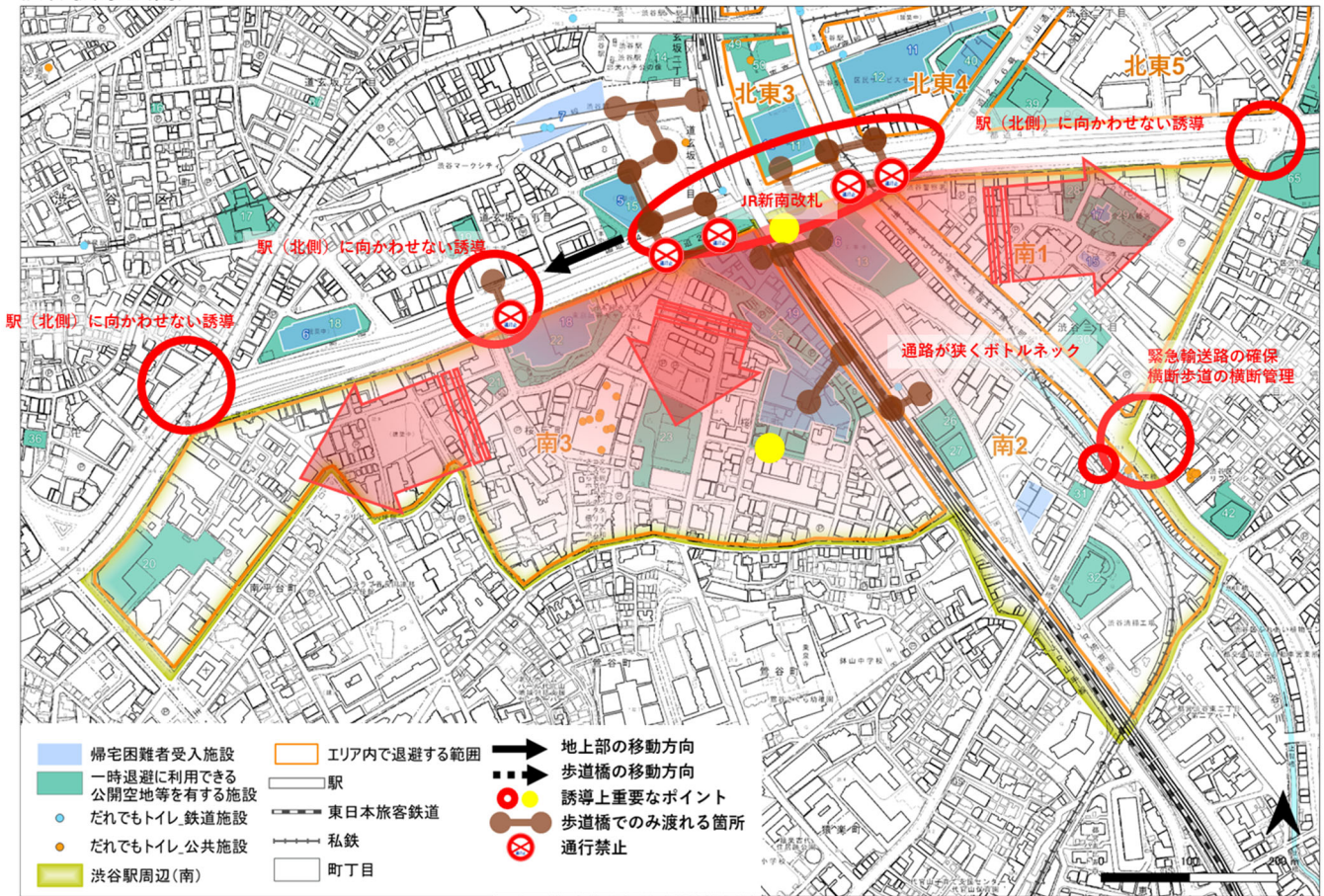


【避難誘導方針】

- ・ エリア内の一時退避に利用できる公開空地等に退避する。
- ・ 混雑が予想される北西部への誘導を回避する。
- ・ 渋谷駅方面の人口密度を高めない方針とするが、できる限り移動せず、地区内の安全な場所へ退避する。
- ・ 渋谷駅地下ラチ外コンコースから退避者が流入する恐れがあるため、地下部から地上へでてきた滞留者は、幹線道路をなるべく渡らないようにしながら道玄坂方向、青山学院大学方面へ誘導する。
- ・ なお、南エリアは一時退避場所がないため、北西部からの流入を最小限とする。渋谷フクラス周辺のデッキを通じた人の流れは、国道 246 号上のデッキを渡らず、デッキ手前で道玄坂上方向へ誘導し、代々木公園方向へ案内する。

【基本方針付図 3】

渋谷駅周辺(南)



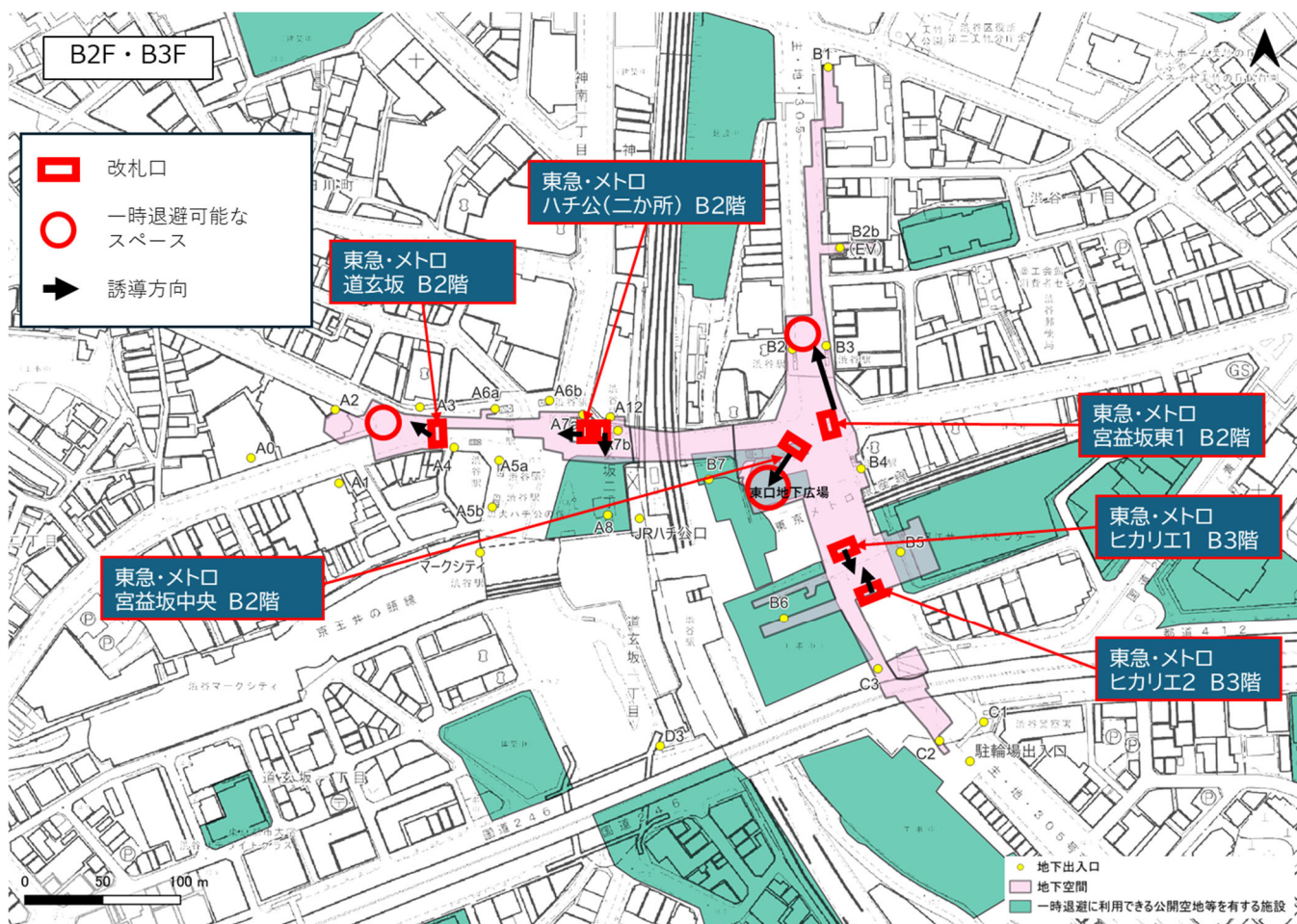
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。(承認番号) (MMT 利許第 05-K113-10 号)

4 地下ラチ外コンコース

1 避難誘導方針

【避難誘導方針】

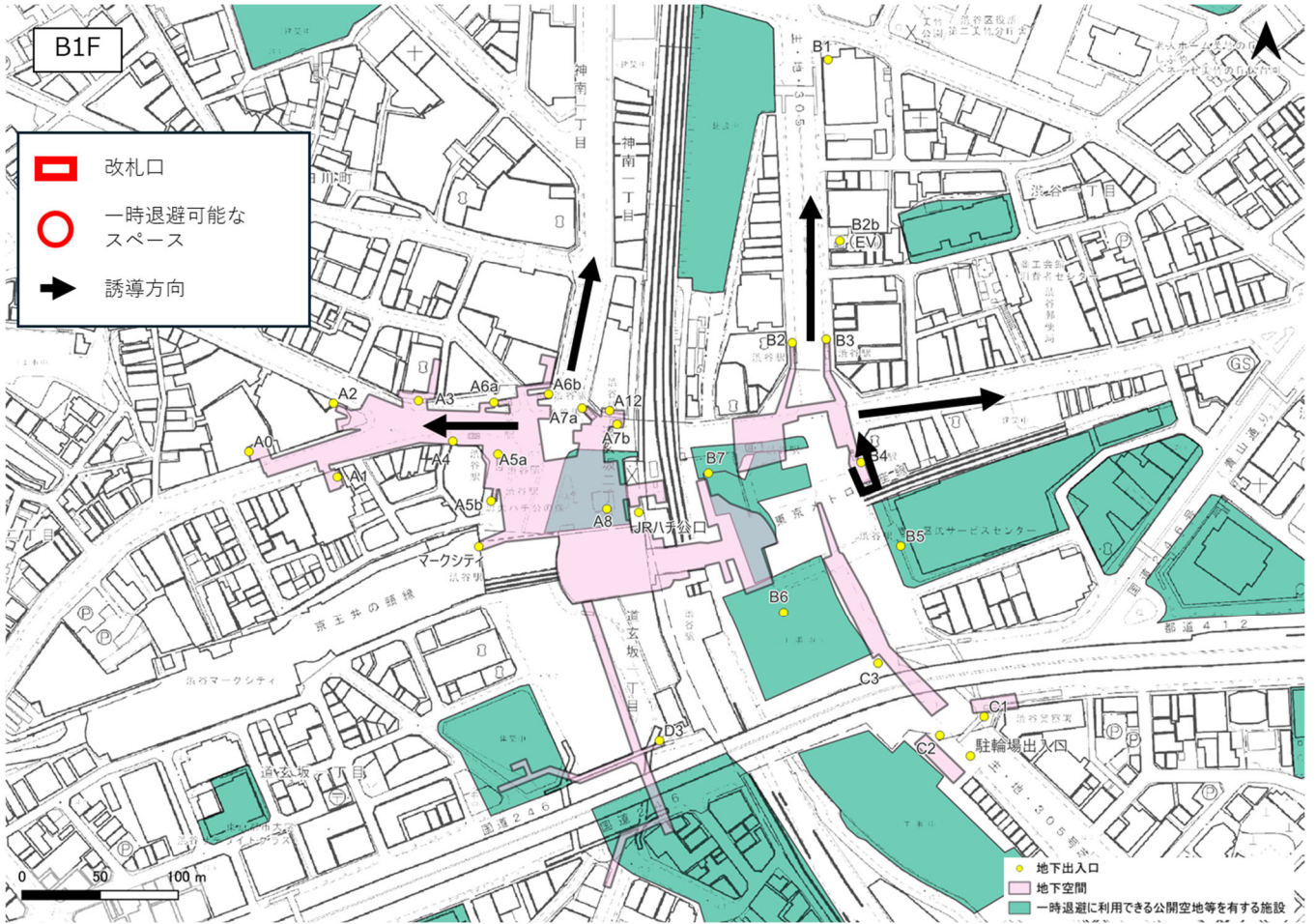
- ・ 渋谷駅地下ラチ外コンコースから退避については、地下広場空間に一時退避後、混雑の予想されるスクランブル交差点方面以外への誘導を優先する。
- ・ 北東部、南部の地上出入口から、各エリアの避難誘導方針にそって誘導を行う。
- ・ スクランブル交差点側の利用者を地下内で東側に誘導する場合は、階段部などボトルネックが生じる箇所が多数あるため時間差をもった誘導を行うなど、慎重な対応が必要である。
- ・ 地上部への誘導にあたっては、地上直結の出入口（階段のみ）を利用するほか、隣接する商業施設を経由する場合は、接続する公共的通路、デッキ等（一部封鎖の可能性あり、階段のみ）を活用する。



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。(承認番号) (MMT 利許第 05-K113-10 号)

Ⅲ エリアごとの避難誘導

4 地下ラチ外コンコース



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。(承認番号) (MMT 利許第 05-K113-10 号)

Ⅰ 現状

Ⅱ 避難誘導に関する基本事項

Ⅲ エリアごとの避難誘導

Ⅳ 避難誘導に関する情報伝達

Ⅴ 帰宅困難者受入施設への誘導

Ⅵ 要支援者の優先ルール

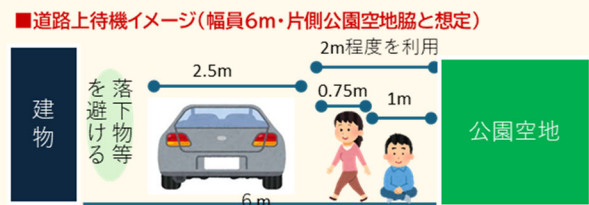
コラム 道路上の待機計画

一時退避に利用できる公開空地や公園等が不足していること、また遠距離への移動自体が新たなリスクとなる場合があることから、やむを得ない場合の対応として道路上での待機を検討する。しかしながら、道路空間の活用にあたっては、安全面および運用面において以下のような課題がある。

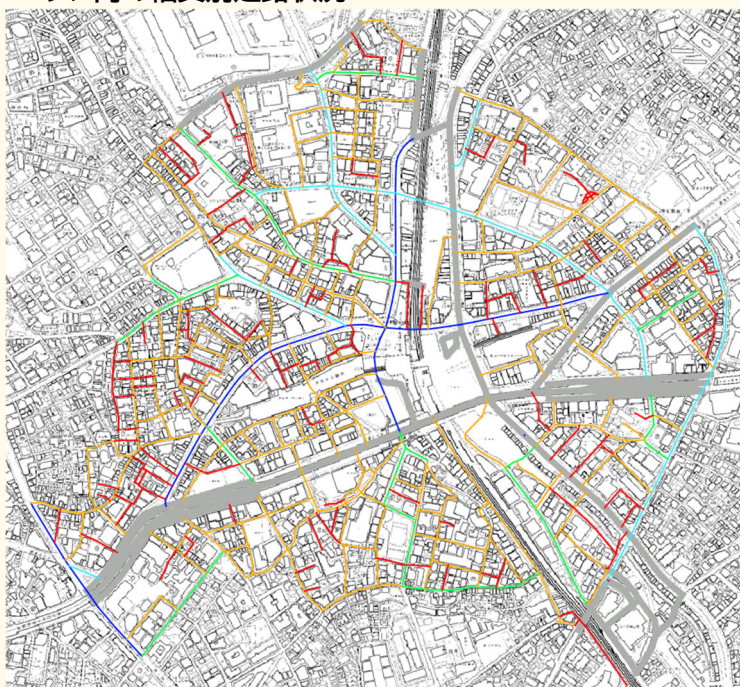
【活用上の留意点】

- ・安全性や天候の課題があり、積極的な活用は難しい。
- ・発災直後の車両通行規制も困難であり、車両通行も想定される。
- ・エリア内の車両交通規制は、緊急輸送道路のみ実施される。
 (第一次交通規制：高速道路・国道246号(青山通り)の都心方向への車両進入規制)

以上を踏まえ、道路上での待機は、他に一時退避に利用できる公開空地等がない場合に限るものとする。その場合に活用する道路は、避難誘導経路とならない道路や、一時退避に利用できる公開空地や公園と連続する道路に限定する。加えて、道路上で待機する際には、待機建物からの落下、車両の通行に注意して待機することが重要である。



エリア内の幅員別道路状況



行ラベル	南	北西	北東	総計
3m未満	2,049	3,872	1,319	7,240
3m-5.5m未満	6,034	9,420	4,476	19,930
5.5m-13m未満	1,662	1,449	172	3,283
13m-19.5m未満	465	1,249	1,305	3,019
19.5m以上	155	1,710	459	2,325
総計	10,365	17,700	7,731	35,797

延長 (m)

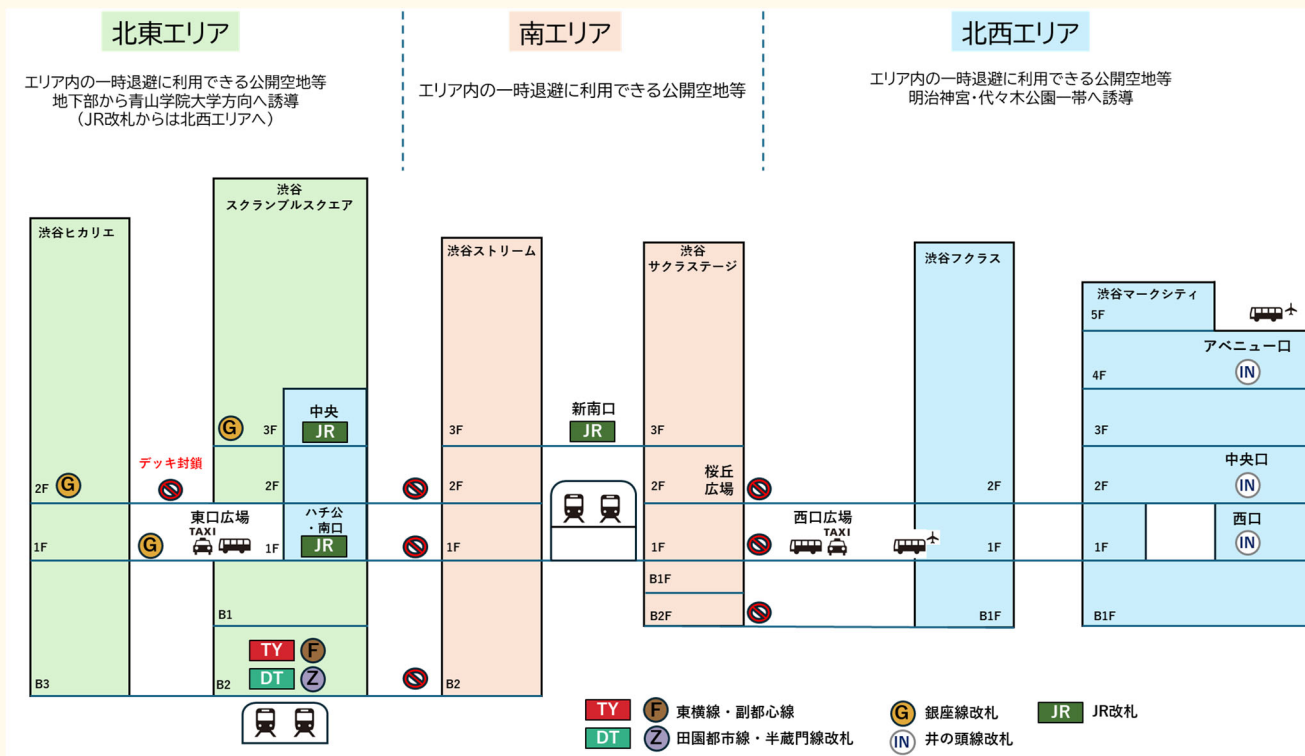
※高速道路・緊急輸送道路・バスロータリー・トンネル等は除外(灰色)

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号) (MMT 利許第05-K113-10号)

コラム 各エリアの改札口や主要な施設からの避難誘導方針

これまでの各エリアの避難誘導方針について、平面図ではわかりにくい部分を可視化するため、各エリアの改札口や主要な施設からの避難方針を断面図上に整理した。また、エリア間のフロアごとの移動の制限箇所について追記した。

今後、訓練等を通じた改善や開発動向に応じた見直しを行い、更新を図るとともに、各改札口などにおいて、断面図を活用した避難誘導を行うなど取組を推進することが期待される。



注) 本図は、令和8年3月時点の状況に基づき、駅周辺の改札口や主要な施設の位置関係を模式的に示した概念図であり、実際の断面位置、構造、縮尺等を厳密に表したものではありません。

I 現状
 II 避難誘導に関する基本事項
 III エリアごとの避難誘導
 IV 避難誘導に関する情報伝達
 V 帰宅困難者受入施設への誘導
 VI 要支援者の優先ルール

IV 避難誘導に関する情報伝達
1 滞留者への情報発信

IV 避難誘導に関する情報伝達

1 滞留者への情報発信

1 渋谷区防災ポータル

防災に関する心構えや知識、災害時にどのような行動をすれば良いのかなどを知らせるための区が運営するポータルサイト。

▼サイト URL

<https://bosai.city.shibuya.tokyo.jp/>

災害時情報伝達のメインアイテム。災害時には災害時用のページ（黄色）に切り替わる。行動の指針、避難情報、避難所及び帰宅困難者施設開設状況、鉄道運行状況などの情報を閲覧できる。



出典：渋谷区防災ポータル

2 渋谷区防災アプリ

区民、来街者を問わず、誰でも利用できる防災ツール。渋谷区が発信する各種防災関連情報をリアルタイムに受信できるほか、家族や友達間での情報共有や、防災マップを確認できる便利なアプリ。

▼Android



▼iOS



(1) 帰宅困難者受入施設の開設状況の確認 (表)

- ① 「避難情報」をタッチする。
 - ② 「帰宅困難者受入施設一覧」をタッチする。
- ※開設状況は渋谷区防災ポータルでも確認することができる。



(2) 帰宅困難者受入施設の開設状況の確認 (地図)

- ① 「防災マップ」をタッチする。
- ② 「帰宅困難者受入施設マップ」をタッチする。



I 現状

II 避難誘導に関する基本事項

III

エリアごとの避難誘導

IV

避難誘導に関する情報伝達

V

帰宅困難者受入施設への誘導

VI

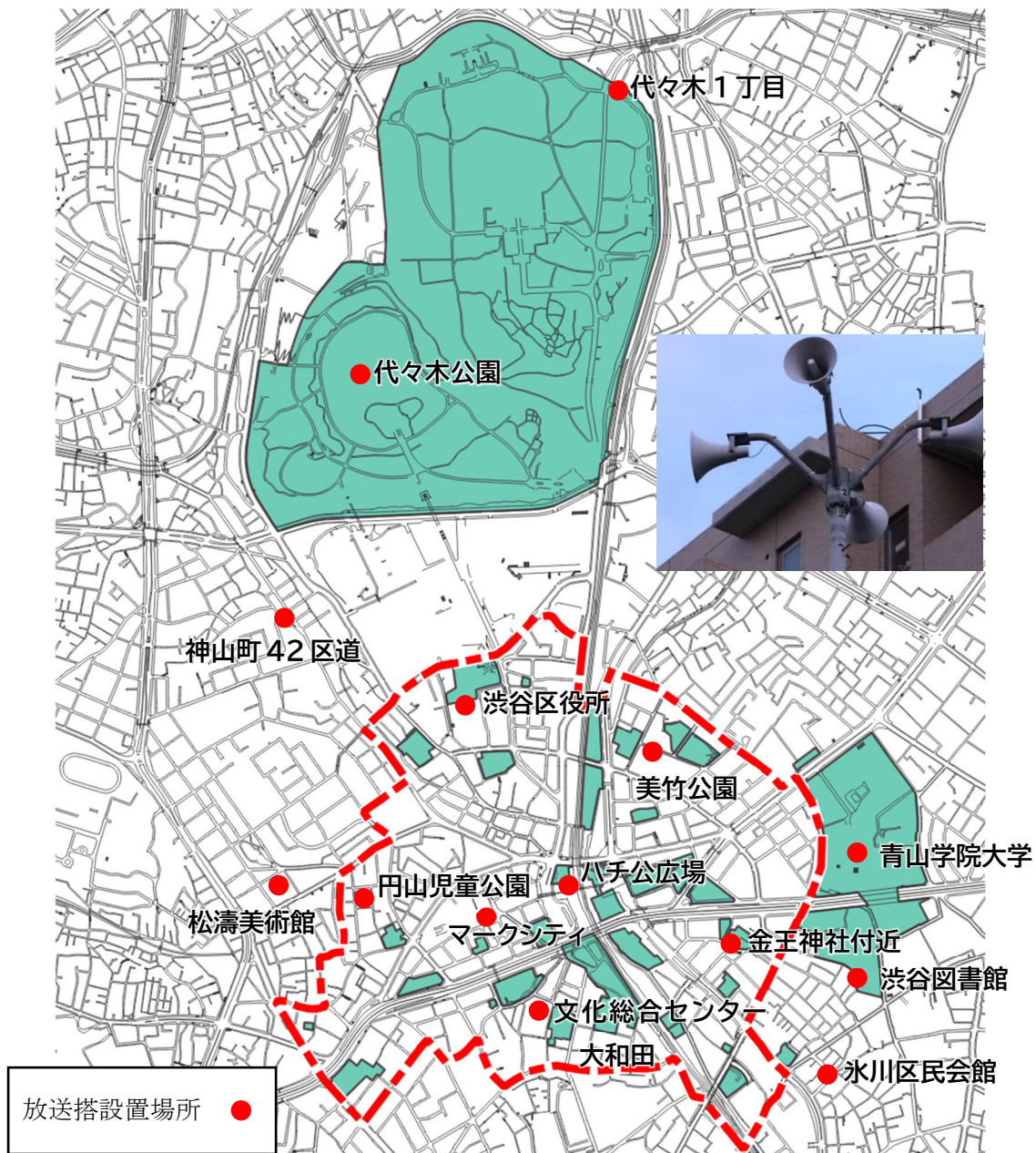
要支援者の優先ルール

IV 避難誘導に関する情報伝達

1 滞留者への情報発信

3 防災行政無線

- ・ 主に区民向けの災害時重要事項の伝達用。
- ・ トランペットスピーカーを備えた放送塔。区内 79 か所に設置。(非常電源付)
- ・ 災害発生時には、避難の指示等、区役所からの重要な情報を伝達する。
- ・ 国の全国瞬時警報システム (J-Alert : ジェイアラート) と連動して、「国民保護関連情報」(弾道ミサイル攻撃、大規模テロなど) や「緊急地震速報 (震度5弱以上)」などについて、渋谷区に被害が及ぶ恐れのあるものを自動放送する。



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。(承認番号) (MMT 利許第 05-K113-10 号)

4 渋谷区安全・安心メール

- ・ 区内外の災害情報や各種防災情報を、携帯電話、スマートフォンまたはパソコンにメールで配信するサービス。
- ・ 二次元バーコードの読み取り、もしくは「login@shibuya.mailio.jp」のアドレスをメールの宛先に直接入力し、空メール（題名や本文の入力不要）を送信することで登録可能。



5 渋谷区公式 X (旧：ツイッター)

- ・ 渋谷区からのイベント、防災、安全対策などの情報発信する渋谷区の公式 X。
@city_shibuya
- ・ 災害時、防災に関する情報が発信される。



6 渋谷区公式 LINE

- ・ 居住地、受信したい情報などを登録することで、登録者に合わせて必要な情報を配信する渋谷区の LINE 公式アカウント。
@shibuyacity
- ・ 災害時、防災に関する情報が発信される。

IV 避難誘導に関する情報伝達
1 滞留者への情報発信

7 Yahoo!防災情報

LINE ヤフーが運営する防災速報「Yahoo!防災速報」に渋谷区が発信する地震や台風接近などの緊急災害情報や避難所の開設状況などを「自治体からの緊急情報」として提供する。利用者は現在地連動設定を有効にするか、地域設定を渋谷区にすることで受信可能。



【Yahoo!防災速報の3機能】

Yahoo!防災速報には以下の3つの機能がある。

防災情報通知

さまざまな防災情報を迅速にプッシュ通知
早め早めの行動判断をサポートします

災害マップ

ユーザー同士で状況を共有でき、どんな災害がどこまで迫っているかがわかります

防災手帳

防災で一番大切な普段の備えから
災害で困ったときに役に立つ情報を幅広く掲載



【Yahoo!防災速報の災害マップについて】

災害マップでは以下の3つの情報提供が可能となっている。
このうち「報道メディア・NPO等連携パートナーによる投稿」については帰宅困難者協議会などの担い手の協力（投稿による協力）も可能となっている。



ユーザーによる
状況の共有



ライフラインの
供給情報

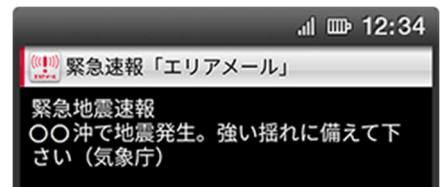


報道メディア・NPO等
連携パートナーによる投稿

出典：災害から命を守るヤフーの防災アプリ

8 緊急速報「エリアメール」

渋谷区内にある携帯(ドコモ・au・ソフトバンク)に渋谷区危機管理対策部より送られる一斉メール。



IV 避難誘導に関する情報伝達

1 滞留者への情報発信

9 街頭ビジョン

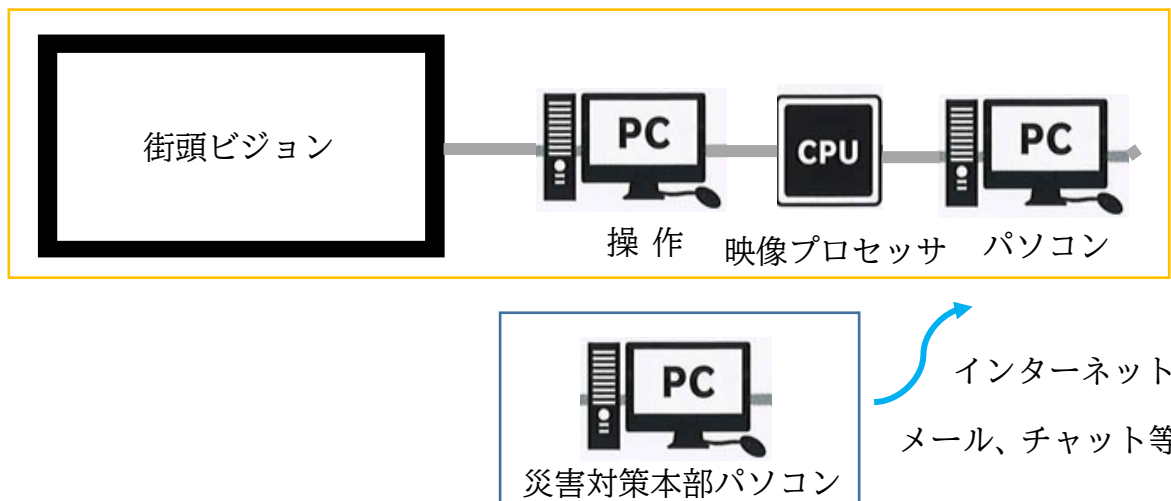
(1) 街頭ビジョンの定義

街頭ビジョンとは、建物の外壁等に外向けに取り付けられた大型の映像表示装置で、平常時は付近にいる人向けに、広告やプロモーションビデオ、お知らせなどを表示しているもの。

建物内に設置された館内向けの表示装置はこれに含まない。

(2) 運用

- ・ 災害時の情報伝達は、発災直後、発災数時間後、2段階の表示内容を作成する。
- ・ 災害時、電気が使用可能な場合は、街頭ビジョンに画像を表示し、停電中の場合は、渋谷駅街区東棟の街頭ビジョンに数行程度の文字情報のみを配信することを基本とする。
- ・ 多言語の対応は、街頭ビジョンは日英2言語とする。
- ・ 表示内容の指示は、災害対策本部からインターネット経由でメール、チャットなどを介して行う。
- ・ 新設のものは停電などの非常時でも数行の文字情報を一定時間提供できる設備を整備する。



(3) 表示内容（発災直後）

- ① 注意喚起「落ち着いて安全を確保してください」
- ② 防災ポータル URL の表示・一時退避場所への誘導喚起
- ③ 駅混雑・駅より退避する旨の啓発「電車が止まっています」
- ④ 避難場所「明治神宮・代々木公園一帯」への喚起
- ⑤ 「明治神宮・代々木公園一帯」への簡略地図

下記表示例（日本語版・英語版）

<p style="text-align: center;">地震情報</p> <p style="text-align: center;">大きな地震が発生しました 落ち着いて 安全を確保してください</p>	<p style="text-align: center;">Earthquake</p> <p style="text-align: center;">A big earthquake occurred. Stay calm and secure your safety.</p>
<p style="text-align: center;">地震情報</p> <p style="text-align: center;">渋谷区防災ポータルへ アクセスしてください</p> <p>① <input type="text" value="渋谷区"/> <input type="text" value="防災情報"/> <input type="button" value="検索"/></p> <p>② https://bosai.city.shibuya.tokyo.jp/ 行政機関等の情報を確認し 冷静に行動してください</p>	<p style="text-align: center;">Earthquake</p> <p style="text-align: center;">Access Shibuya City's Disaster Prevention portal site.</p> <p>1. https://bosai.city.shibuya.tokyo.jp.e.mu.hp.transer.com/ 2. shibuya city disaster prevention information</p> <p style="text-align: center;">Confirm official information, and act calmly.</p>
<p style="text-align: center;">地震情報</p> <p style="text-align: center;">電車は止まっています 駅周辺は混雑し 大変危険です 近づかないでください</p>	<p style="text-align: center;">Earthquake</p> <p style="text-align: center;">Do not get close to Shibuya station. All train and bus are out of service now.</p> <p style="text-align: center;">It is very dangerous around Shibuya Station because of heavy congestion</p>

IV 避難誘導に関する情報伝達

1 滞留者への情報発信

(4) 表示内容（発災数時間後：概ね4時間後～12時間後）

- ① 注意喚起「安全な場所で待機」
- ② 防災ポータル URL の表示・受入施設情報の展開（上記②と同じ）
- ③ 要支援者受入優先ルールの周知

待機のお願

駅や道路に人があふれると、
大変危険です
帰宅しようとせず、
安全な場所で待機してください

Stay safely

Congestion in Shibuya station and nearby roads may cause dangerous situation.
Please do not go back home now.
Stay at a safe place.

下記表示例（日本語版・英語版）

**帰宅困難者支援(受入)施設優先利用
お願**

施設利用は、**高齢者、
障がい者、妊婦、乳幼児等**
を優先してください

Priority for using temporary stay facilities

Please give priority to the elderly, the handicapped, the pregnant, infants and toddlers.
All stranded people are accepted at temporary stay facilities.

(5) 表示内容（停電時）

(1)発災直後

- ①【地震情報】大きな地震が発生しました。
落ち着いて安全を確保してください。
- ② 渋谷区防災ポータルへアクセスしてください。
渋谷区防災情報で検索してください。
<https://bosai.city.shibuya.tokyo.jp/>
- ③ 電車、バスは止まっています。(電車は止まっています。)
※2種用意
駅周辺は混雑し大変危険です。近づかないでください。
- ④【避難情報】避難場所は明治神宮・代々木公園一帯です。

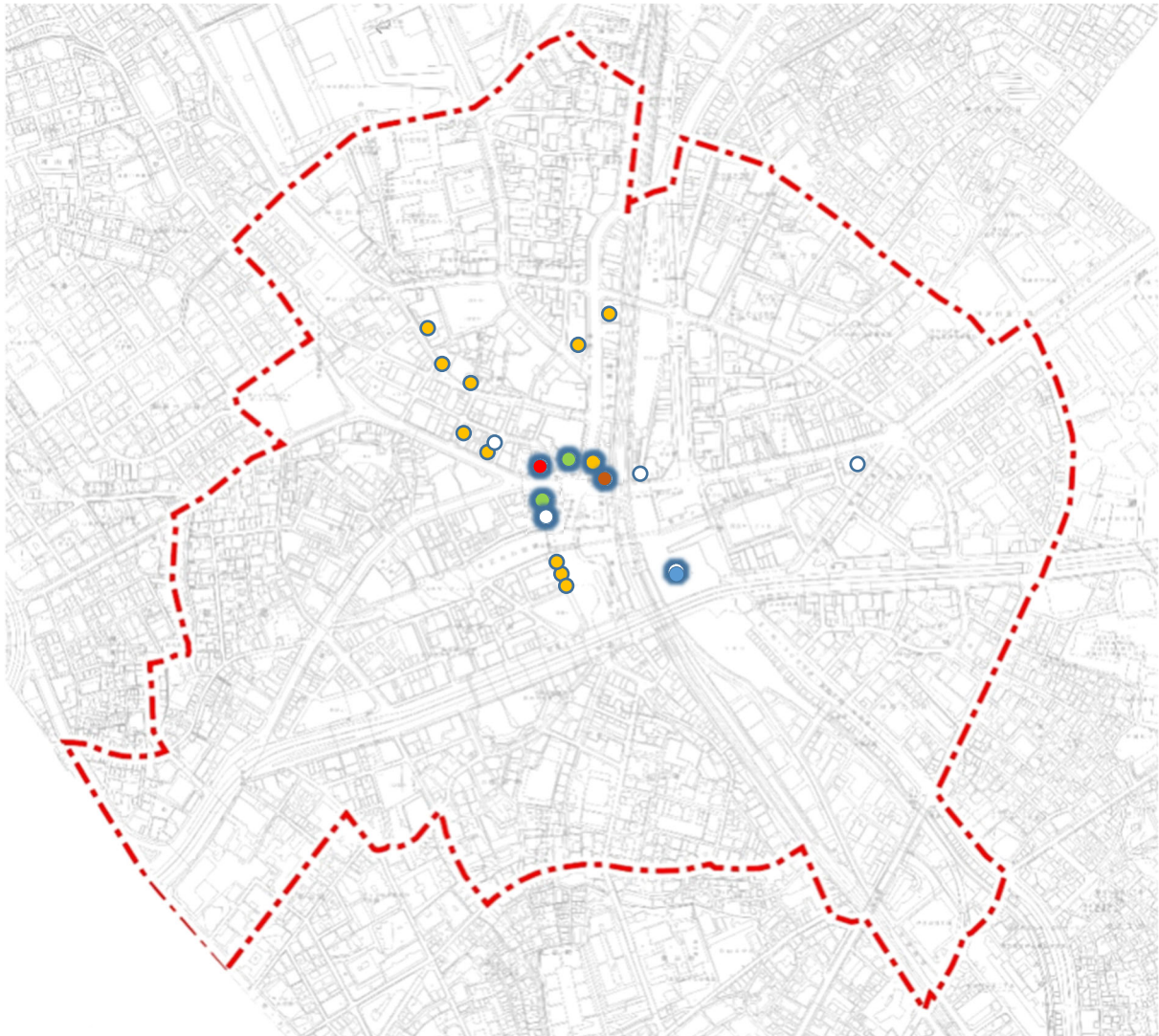
(2)発災後数時間

- ①【待機をお願い】駅や道路に人があふれると大変危険です。
帰宅しようとせず、安全な場所で待機してください。
- ②【帰宅困難者受入施設情報】最新情報は渋谷区防災ポータルで確認してください。
渋谷区防災情報で検索してください。
<https://bosai.city.shibuya.tokyo.jp/>
- ③【帰宅困難者受入施設優先利用のお願い】施設利用は、高齢者、障がい者、妊婦、乳幼児等を優先してください。


IV 避難誘導に関する情報伝達

1 滞留者への情報発信

(6) 街頭ビジョン配置図



株式会社シブヤテレビジョン	●
株式会社東急エージェンシー	●
株式会社パス・コミュニケーションズ	●
株式会社毎日広告社	●
株式会社ヒット	○
渋谷スクランブルスクエア株式会社	●

 都市再生緊急整備地域

※協定締結済の街頭ビジョンは太枠で示している

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。(承認番号) (MMT 利許第 05-K113-10 号)

(7) 今後の課題および取り組み

- ・ 発災時には電源供給が途絶する可能性があり、非常用電源を備えていない屋外ビジョンは使用不能となる。その際は、電力に依存しない方法（防災行政無線・地図等）で誘導することとする。
- ・ 実効性を確保するため渋谷区が協定を締結しているビジョンを所有・管理している事業者と定期的な打ち合わせを実施する。
- ・ 渋谷駅周辺帰宅困難者対策協議会による実地訓練では、平常時から本番運用を見据えた検証を行うため、屋外ビジョンを積極的に活用する。



2023年度 渋谷駅周辺帰宅困難者対策協議会 総合訓練

I 現状

II 避難誘導に関する基本事項

III エリアごとの避難誘導

IV 避難誘導に関する情報伝達

V 帰宅困難者受入施設への誘導

VI 要支援者の優先ルール

IV 避難誘導に関する情報伝達

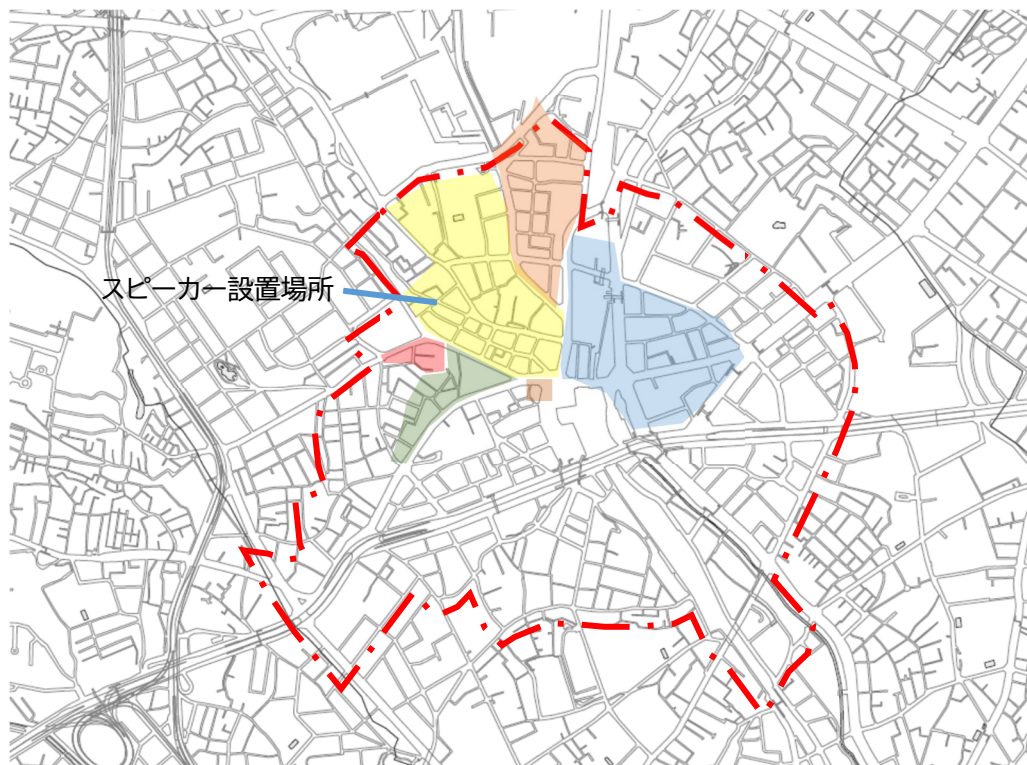
1 滞留者への情報発信

1.0 渋谷のラジオ（87.6FM）

- ・ 渋谷にある地域密着型のコミュニティラジオ局。渋谷区全域が放送エリア。
- ・ 公式アプリを使うと日本全国で受信可能。
- ・ 災害時にきめ細かい情報を発信できる協力・連携体制を構築するとしている。
- ・ 防災通知機能付きアプリ「Radimo」をダウンロードすれば、全国どこでも聞くことができる。

1.1 商店会の放送設備

- ・ 商店街のBGM設備とし設置されている放送設備を災害時に利用することについて渋谷センター街の了承を得ている。



- 渋谷公園通商店街振興組合
- 渋谷センター商店街振興組合
- 東急本店前商店会
- 渋谷道玄坂商店街振興組合
- 渋谷地下商店街振興組合
- 渋谷宮益商店街振興組合

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。(承認番号) (MMT 利許第 05-K113-10 号)

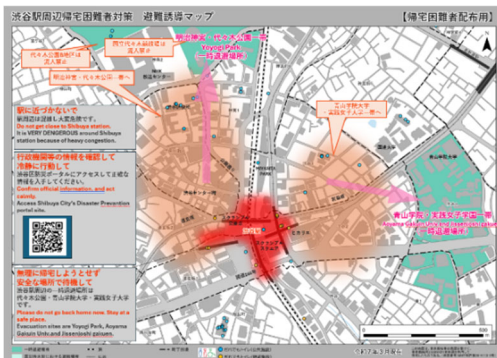
1.2 掲示板・サイネージ

事業者及び団体の施設にある掲示板やサイネージ等に避難誘導の情報を掲示する。



1.3 地図

滞留者に対し避難誘導の地図やチラシを渡して誘導する。



1.4 避難誘導案内標識

一時退避者を緊急整備地域外に立地する避難場所（本計画において一時退避場所として指定）まで誘導するため、主な誘導経路上に、避難場所の方向や距離を示した避難誘導案内標識を設置する。あわせて、電柱や横断幕も活用して避難誘導を推進する。

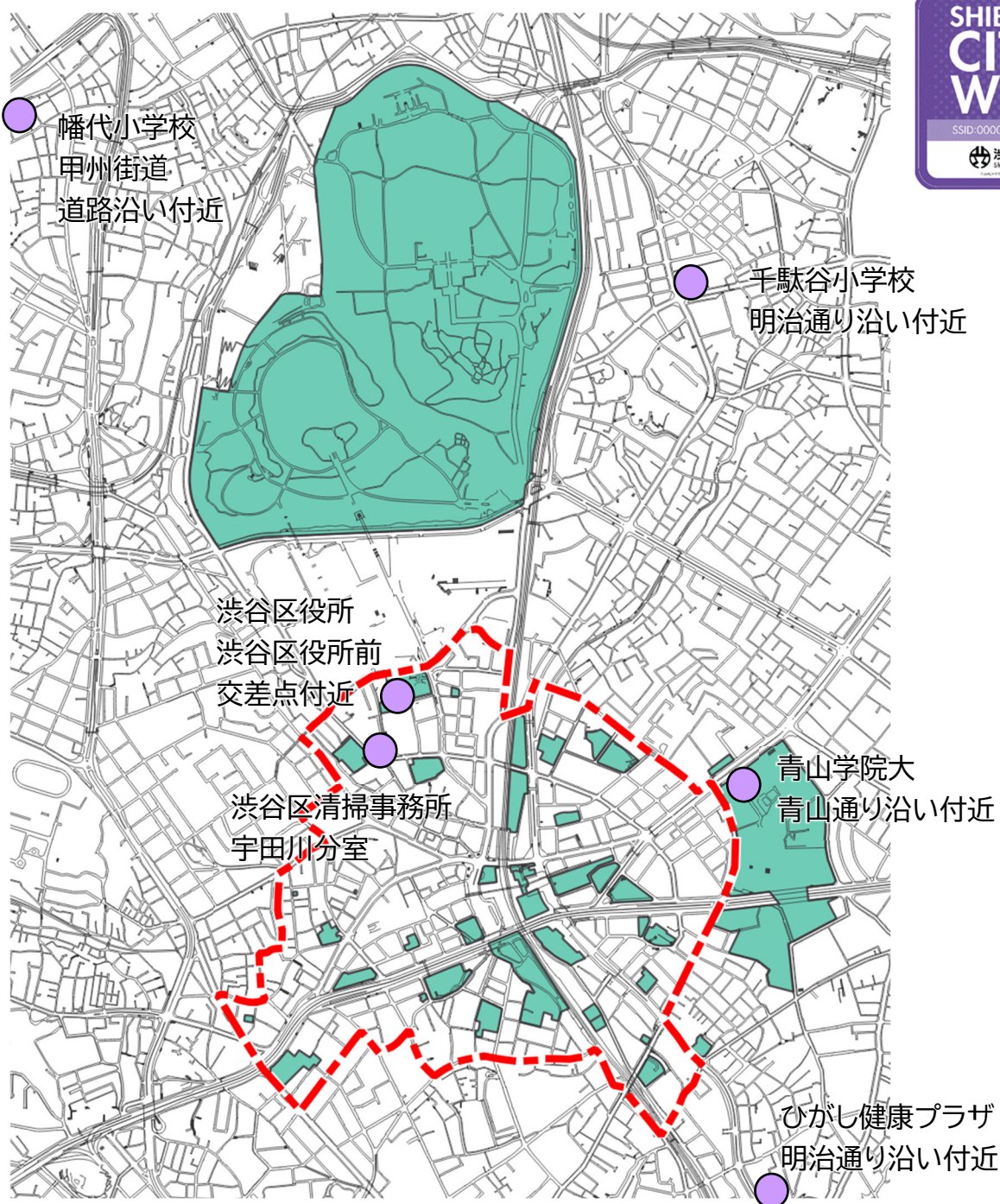


2 帰宅困難者の通信手段の確保

1 屋外用 Wi-Fi スポット

- ・ 帰宅困難者対策の一環として、区内の主な幹線道路沿いの5か所に屋外用 Wi-Fi スポットを整備。蓄電池を搭載しているため、停電時も3日程度稼働する。
- ・ インターネット接続時間は60分/回 回数制限なし
- ・ 災害時、光ステーションエリアでインターネットに接続すると、自動的に災害ポータルサイトに遷移。

【屋外 Wi-Fi スポット】



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。(承認番号) (MMT 利許第 05-K113-10 号)

2 SHIBUYA Wi-Wi-Fi

一般社団法人渋谷駅前エリアマネジメントとイツツ・コミュニケーションズが運営する誰でも利用可能な SHIBUYA Wi-Wi-Fi が、利用できる。2018 年 9 月サービス利用開始。



出典：SHIBUYA Wi-Wi-Fi 利用について | SHIBUYA +FUN PROJECT | 一般社団法人渋谷駅前エリアマネジメント

※エリアは順次拡大中のため最新情報は公式ウェブサイトにて確認

地下渋谷駅をはじめ、しぶちかショッピングロード、ハチ公前広場、モヤイ像周辺、東急百貨店本店・東横店、渋谷ストリーム、渋谷ヒカリエ、QFRONT、渋谷マークシティ、渋谷キャストの 11 か所からスタート、渋谷フクラス、渋谷スクランブルスクエア東棟、渋谷駅東口地下広場、セルリアンタワー東急ホテル、北谷公園、渋谷サクラステージ、渋谷アクシュ等が追加され 16 か所に拡大、今後も順次拡大していく。

サービスの利用料は無料。日本語、英語、韓国語、中国語（繁体字・簡体字）に対応している。大規模災害時は登録不要で利用が可能。渋谷区の防災ポータルと連携する。

V 帰宅困難者受入施設への誘導

1 帰宅困難者受入施設への誘導

V 帰宅困難者受入施設への誘導

一時退避場所または一時退避に利用できる公開空地等へ退避した人のうち、交通機関の途絶などで帰宅できない人は、帰宅困難者受入施設の開設後、そちらに移動することになる。帰宅困難者受入施設開設の明確な基準がない中、R3.10.7に千葉県北西部を震源とする震度5強の地震（渋谷区震度4）が発生し、都内で合計4か所の帰宅困難者受入施設が開設されたが、幸い渋谷駅周辺では帰宅困難者が多数発生することは無かった。しかしながら、上記の地震を受け東京都が想定している首都直下地震以下でも帰宅困難者受入施設の開設の必要性があることから、震度階級・時間帯ごとの開設スキームを作成する。

また、震度6以上の地震が発生した場合、区の事務量が煩雑になり、受入施設等とのやり取りがスムーズにいかない恐れがあるため、開設の明確な基準を作成する。そのための誘導に関し、以下のような方針を定める。

1 帰宅困難者受入施設への誘導

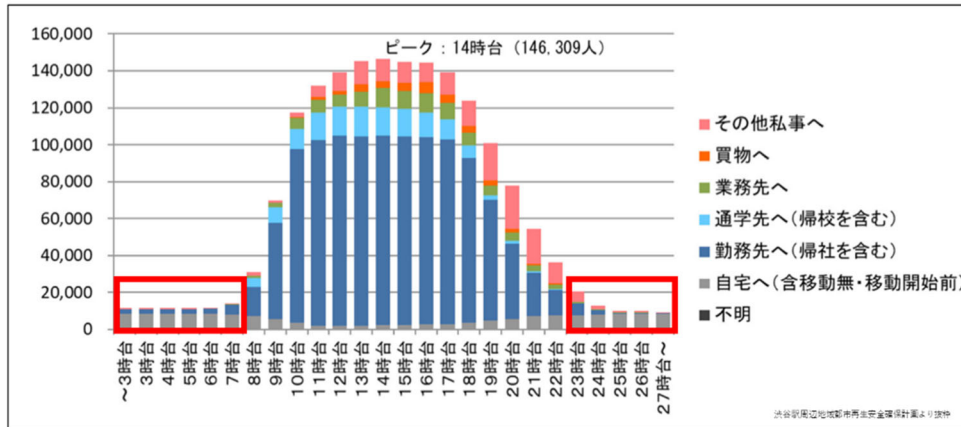
- ・ 帰宅困難者受入施設の開設情報は防災ポータル、防災アプリ等を通じて、一時退避場所、各誘導員に伝達される。
- ・ 一時退避場所または一時退避に利用できる公開空地等から帰宅困難者受入施設へ移動する人には、防災ポータル、防災アプリ等を通じて、施設の位置、開設状況等を伝える。
- ・ 帰宅困難者受入施設の位置の入ったマップを事前に用意する。
- ・ 必要に応じ要支援者優先のルールを伝える。（VI 要支援者の優先ルール 参照）

2 帰宅困難者受入施設の開設基準

1 帰宅困難者受入施設の開設基準

開設基準を決めるにあたって、時間帯による人の流れについて確認を行った。

時間帯による人の流れについて：



出典：渋谷駅周辺地域都市再生安全確保計画

赤枠内の時間（23時～翌7時）については、帰宅困難者の数が少ないため、帰宅困難者受入施設の開設基準については以下のとおり整理することとした

渋谷区又は隣接区 ※1 最大 震度階	時間帯	
	8時台～22時台 (公共施設、営業中の民間施設等)	23時台～7時台 (公共施設等)
6弱以上 (東京都想定首都直下地震レベル)	○	▲
5強以下	△	△

※1…港区、品川区、新宿区、世田谷区、目黒区、中野区、杉並区

凡例

- …区からの要請無しで、公共施設、営業中の民間施設等は開設準備をする。
- ▲…区からの要請無しで、公共施設等は開設準備をする。滞留者が多数発生した場合のみ営業中の民間施設に開設依頼をする。
- △…滞留者が多数発生した場合のみ公共施設、営業中の民間施設等に開設依頼をする。

※上記対応は平日、休日問わないものとするが、人員不足などにより開設できない場合は区にその旨を報告をする。

出典：渋谷区帰宅困難者受入施設 運営基本マニュアル（第1版）

VI 要支援者の優先ルール

1 基本認識

VI 要支援者の優先ルール

1 基本認識

渋谷駅周辺で大規模地震等の災害が発生した場合、発生する帰宅困難者の数に対して、帰宅困難者受入施設で受け入れられる人数は少ない。帰宅困難者受入施設は、多言語化対応や要支援者及び負傷者等を優先的に受け入れていく様に努める。

<参考> 安全確保計画の記述

4 要配慮者・負傷者の対応

1 課題

- ・障がい者、高齢者、妊婦、乳幼児、外国人、その他の配慮を必要とする人への支援体制が確立されていない。
- ・坂道や歩行者デッキへ接続するための階層移動、幹線道路の横断等、高齢者や車いす利用者にとって移動する際の負担が大きい。
- ・地域内に、応急処置やトリアージするための緊急医療救護所が、一か所しかなく、場所、人員が不足する。
- ・地域内に大型医療施設がない上に、地域外へ救急車による搬送も期待できないため、重傷者の処置や搬送が困難である。
- ・地域内の耐震化や室内の家具転倒防止措置が十分でないため、建物の倒壊や家具の下敷きによる、負傷者が発生するおそれがある。

2 課題に対する取組方針

○行政機関及び事業者は協力し、要配慮者への情報提供と支援を行う

- ・行政機関及び事業者は、発災時に特別な支援が必要な障がい者、高齢者、妊婦、乳幼児、外国人等に対する支援体制を検討する。
- ・行政機関及び事業者は、外国人が理解できる多言語のサイン、ピクトグラム等の導入を図る。

○負傷者に対する地域内での応急対応と医療施設への搬送方法を確立する

- ・行政機関及び事業者は、負傷者の応急対応体制について検討する。
- ・行政機関及び事業者は、地域周辺の医療施設への搬送手段を検討する。

○帰宅困難者受入施設での優先ルール

- ・帰宅困難者受入施設は、要支援者を優先的に受け入れる。
- ・渋谷区は、帰宅困難者の受入に際して要支援者と及び付き添いの人の受入を優先することを積極的に広報し、ルールに対する社会的コンセンサスを醸成するように努める。

〈参考〉渋谷駅ルール(2017年改定)の記述

個別ルール③要配慮者・負傷者への支援

場所の確保が可能な各事業者は、路上の一時退避者のうち、高齢者、障害者、外国人、妊産婦、乳幼児等の要配慮者および負傷者に対し、緊急医療救護所への誘導や事業所内での個別対応等の支援を、積極的に行う。

I
現状

II
避難誘導に関する基本事項

III
エリアごとの避難誘導

IV
避難誘導に関する情報伝達

V
帰宅困難者受入施設への誘導

VI
要支援者の優先ルール

2 帰宅困難者受入施設での優先ルール

1 優先受入の基本方針

帰宅困難者受入施設における優先受入の対象は「要支援者及びその付き添いの人」とする。健全な外国人のみである場合は、優先受入の対象とはしない。※ 優先受入の対象者とは、障がい者、高齢者、要介護認定者、妊婦、乳幼児等およびその付き添いの人をいう。

2 発災直後の対応・情報伝達

発災後、滞留者の中に優先受入の対象者を確認した場合、または当該者から問い合わせがあった場合は、帰宅困難者として優先的に受け入れられることを伝達する。

3 一時退避・誘導の考え方

優先受入の対象者は、可能な限り直近の一時退避に利用できる公開空地等へ案内する。一時退避場所（明治神宮・代々木公園一帯並びに青山学院大学）への無理な長距離誘導は行わない。帰宅困難者受入施設の開設時間に合わせ、関係者は対象者が円滑に施設へ到達できるよう配慮して誘導する。

4 集客施設における対応

集客施設の利用者のうち優先受入の対象者は、受入施設開設まで建物内で保護する。当該集客施設が帰宅困難者受入施設に指定されている場合は、そのまま受け入れる。

5 受入時の運用

帰宅困難者受入施設では、災害時は要支援者が優先であることを周知する。受入にあたっては、障がい者手帳、要介護認定証、マタニティマーク所持者、乳幼児等を優先的に受け入れる。災害時でも治療が必要な病人・けが人については、緊急医療救護所へ案内する。

6 感染症対策・環境整備

施設内が過密とならないよう、十分な換気、ソーシャルディスタンスの確保、3密回避に必要なスペース確保に努める。施設管理者は、他の部屋等の活用により一時滞在スペースの拡充を図るよう努める。要支援者等を支援するため、以下の推奨備蓄品の確保に努める。

非接触型体温計、マスク、手指消毒液、ポリエチレン手袋

手洗い用石鹸、ペーパータオル、間仕切り、マット

生理用品、救急セット、粉ミルク、オムツ、ベビーフード等

VI 要支援者の優先ルール

2 帰宅困難者受入施設での優先ルール

7 区の役割

渋谷区は、要支援者および付き添いの人を優先して受け入れる方針を積極的に広報し、社会的コンセンサスの醸成に努める。発災状況により滞留者が多数発生し、要配慮者への情報提供や支援が必要な場合は、公的施設を優先的に開設する。